

平成18年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成18年12月13日(水)

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	2 1
所管事項の報告	2 2
閉会	2 5

建設経済常任委員会 平成18年12月14日(木)

付議事件	2 9
出席委員	2 9
欠席委員	2 9
委員外出席者	2 9
説明のため出席した者	2 9
事務局職員出席者	2 9
開会	3 1
議案の説明、質疑	3 2
議案の採決	5 0
所管事項の報告	5 1
閉会	5 8

文教福祉常任委員会 平成18年12月15日(金)

付議事件	6 1
出席委員	6 1
欠席委員	6 1
委員外出席者	6 1
説明のため出席した者	6 2
事務局職員出席者	6 2
開会	6 3
議案の説明、質疑	6 4
議案の採決	8 1
所管事項の報告	8 2
陳情の審査	8 6
陳情の採決	9 4
閉会	9 5

総務常任委員会 平成18年12月18日(月)

付議事件	9 9
出席委員	9 9
欠席委員	9 9
委員外出席者	9 9
説明のため出席した者	9 9
事務局職員出席者	1 0 0
開会	1 0 1
議案の説明、質疑	1 0 1
議案の採決	1 1 3
所管事項の報告	1 1 5

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成18年12月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 4号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 7号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長 高橋利彦

副委員長 明智忠直

委員 林一哉

委員 嶋田茂樹

委員 佐久間茂樹

委員 林七巳

欠席委員（1名）

委員 伊藤 鐵

委員外出席者（2名）

副議長 高木武雄

議員 神子 功

説明のため出席した者（16名）

助 役 重田雅行

病院事務部長 今井和夫

水道課長 堀川茂博

飯岡荘支配人 野口國男

病院事務次長 伊東一直

病院経理課長 鏑木友孝

病院医事課長 加藤勝治

病院整備課長 永嶋英和

病工ネルギ院一課長 椎名秋雄

病院総合
対外対策室長 飯野孝夫

その他担当
職員 6名

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一 事務局次長 石毛 健一
主査 穴澤 昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（高橋利彦） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

きょう、公営企業常任委員会ということでございますが、公営企業常任委員会の所管は中央病院を含め企業的な経営をしております所管が公営企業に当たるわけでございますが、いずれにしても、中央病院のような本体より予算規模の大きな部署もあるわけでございます。そういう中で、また中央病院におきましても先般の議会等におきましては、利益も昨年から見ますと現状では半減しているというようなことで、だんだん厳しさを増しているわけございまして、この公営企業常任委員会、そういう中ではますますこれから重要な位置づけになるわけでございますので、皆さん方には今後ともよろしくお願いしたいわけでございます。

それでは、ただいまより公営企業常任委員会を開会いたしますが、ただいまの出席委員は6名でございます。委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により、本日欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解いただきたいと思います。

なお、本日、神子功委員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

本日、高木副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いします。

○副議長（高木武雄） 皆さん、おはようございます。

師走の何かとお忙しい中、公営企業常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、付託されました議案は、議案第4号、議案第7号、議案第11号の3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしく審査のほどお願いいたしたいとともに、定例会も残すところあと1日になりました。20日の最終日には皆様方のご協力を得まして、議会をスムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げましてあいさつにさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

副議長さん初め委員の皆様には、大変お忙しい中を公営企業常任委員会ということで本日は大変ご苦勞さまでございます。

本日、執行部の方から審議をお願いいたします議案は、議案第4号、国民宿舎飯岡荘でございますが、国民宿舎事業の会計補正予算について、また議案第7号、水道事業給水条例の一部改正について、さらに議案第11号、東総広域水道企業団の規約の一部改正について、以上の3議案でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

ここで、重田助役は、所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（高橋利彦） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての3議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第4号について、飯岡荘より補足して説明がありましたらお願いいたします。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 本日はどうもご苦労さまです。

それでは、飯岡荘の方から補正予算ということでお願いをしております。本会議で少しご説明足りませんでしたので、本日補足をさせていただきたいと思います。

予算書の方の7ページをごらんいただきたいと思います。

資本的支出の建設改良費の中の工事費で750万7,000円という補正をお願いするわけですが、この内容につきましては、前回説明したとおり耐震診断と施設改善に伴います基本調査、この2つの業務委託料ということでございます。この内訳ですけれども、耐震診断につきましては、本館と新館それと会議室を耐震調査やるわけですが、593万2,000円ということで予定をしております。施設の改善基本調査業務委託料につきましては、157万5,000円というこういう内訳でございます。

耐震診断につきましては、やはり信頼性における第二次診断まで行いたいということでございます。これは小学校等と同じ内容でございます。それと、基本調査の内容でございますけれども、これは改修計画を現在運営委員会とともに進めておりますけれども、この基礎となる調査でございます。この調査につきましては基本設計につながるものでございます。

内容につきまして若干説明をしたいと思います。まず、基本調査の方ですけれども、現状調査ということで過日実施いたしました経営診断の結果を受けまして、飯岡荘にどれだけの力があるかということの具体的な整理を行うという現状調査が1つございます。それと、運営改善計画ということで基本的な設定を行うわけですが、1つは対象客の設定、いわゆる宿舎の方向づけです。例えば、合宿の宿でいくのかあるいは市長も言うように食彩の宿でいくのか、あるいはその中間を取るのか、そういった対象客、いわゆるターゲットと申しますか、そういう対象客の設定を行う作業がございます。

もう一つは、料理の見直しを行います。和食、洋食、中華でありますけれども、どれにするのか、あるいはその中間をいくのか、この辺も運営委員会と協議をしていく予定になっております。

それと、かねてからご指摘いただいておりますサービスのレベルにつきまして、これも料金設定と兼ねて行わなければなりませんけれども、どの程度までの接客のサービスをしていくのかというそのレベルを決めるという作業がございます。

それと、営業の推進方法です。現在の国民宿舎、これは全国的に同じですが、実は実際に外部の営業というのをやっていないというのが現状でございます。そういった営業

の推進方法、販売促進計画といえますか、そういった営業の推進の仕方につきましても設定をしていくという作業がございます。

それと、これらを想定いたしまして施設のグレードを決めていくという作業がございます。どの辺まで改修をしていくのか。当然、客室等の改修ということになりますけれども、どの部分まで改修をしていくのか。それと宿舎のイメージを統一していくというそういった作業がございます。

こういった基本調査を経て次の基本設計につなげていくと、こういう作業になっております。

簡単ですけれども、補足説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） 1つお聞きしたいんですが、運営委員に飯岡の運営委員は何名くらいいますでしょうか。

それと、結局、地元の方々から指摘がありまして、地元調達が減っているから、運営委員に地元の方が入れないのか、そういう指摘がありましたのでちょっとお聞きします。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

運営委員会につきましては、現在7名でございます。特に、旧市町の商工会の会長さん方が入っております。この中で飯岡の方は商工会から選抜した方が1人とそれと区長会というのがありますけれども、区長会の方からの選抜で1人入っており、2人入っております。

それと、地元調達の関係ですけれども、これはやはり運営委員会でもそういう議論が出ております。地元の産品を使う手法も必要ではないかなということが出ておりますけれども、いわゆる7月に運営委員で視察を行った宿舎、公共の宿ですけれども、やはり地元産品を使うというそういうコンセプトのもとに運営している宿舎です。支配人にお聞きしますと、やはり地元の食材だけではどうしても無理なんだと。さまざまな食材を使って、その中でメインとなるものを地元で調達していくんだとそんなお話をしていたわけですがけれども、私の方も地元食材をなるべく使うように努力しておりますけれども、やはりコスト的にどうしても合わないといえますか、現況での料金体系の中ではどうしても合わないという部分がありますので、今年度食材の改革をやらせていただきましたけれども、地元の食材につきましては、

今回の基礎調査の中で出てきますけれども、やはり食彩の宿を目指そうということで市長も考えておりますし、私の方も食彩の、食をメインにしたそういった宿舎を目指したいというようなことですので、この基本調査を経て新たにこれから引き続き新たな開業の部分でのコンサルティングも行っていく予定でございます。

その中で、やはり食彩の宿を目指すからには、やはり地元の食材を使わなければならないという基本前提がございますので、目標としましては、まず地元の食材を使いたいとこんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 林七巳委員。

○委員（林 七巳） 結局、苦情は議員のところへきて、どういう委員が選ばれているのか議員もわかりませんので、もしできればオープンに広報なんかでもって飯岡荘の運営委員はこういう方がやっていると、それから食材に関してはこういうふうにオープンに食材を求めていますとか、そういった紙面を割いていただきまして、要望と苦情だけは議員にきて、ただ議員は何もわからないというのが今の状況ですから、どういう方が運営委員になっているかというのがわからない状況ですから、そういった工夫もしていただきたいと思います。要望ですから、ひとつよろしく願います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） よく質問の意図は承知いたしました。やはりその辺の作業も必要ではないかなというふうに現場の方も思います。なるべく広報等を通じまして、飯岡荘の状況につきましてはお知らせするように前向きに検討していきたいと思います。よろしく願います。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 何点かお聞きしたいと思います。

1つ目は、施設改善基本調査ということで委託費用が150何万円ですけれども、これはどこの業者がやるのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、そういう基本調査、業者に委託する前にやはり飯岡荘あるいはまた庁舎内でそういった部分を今後旭市としてどう持っていくのかという部分の大筋はやはりつくらなければ、委託してその委託先の人に全部任せるといったことではないと思いますので、その辺の研究機関といいたいでしょうか、調査機関をつくってあるのかどうか、その辺をひとつお願いしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それではお答えいたします。

まず、基本調査の業者ですけれども、先行して行いました経営診断、実はJTB商事という会社の方をお願いをいたしまして、これはもうでき上がっておりますけれども、この経営診断を行うに当たっての業者選定なんですけれども、やはりいろいろ調べてみますと、全国で2つしかないんですね。もちろんシンクタンクはたくさんありますけれども、具体的に観光面でそういった経営判断ができるところがこのJTBともう一つ厚生労働省の外郭団体であります国民休暇村サービスというのがあります。これは株式会社になっておりますけれども、実際役員は官庁の方々に占めております。民間のシンクタンクにしましても、こういった業者に実際は投げるような形になりますので、飯岡荘も経費の削減ということを考えまして、この2社に絞りまして検討したわけですけれども、やはり全くの民間の目で見てもらいたいということで実はJTBを選ばせていただきました。

これは随契なわけですけれども、この経営診断が出てしまっておりますので、これでまた違う業者といたしますと、1からまたやり直しというような形になりますので、JTBはそれだけでなく旅行関係のさまざまな分野で、日本でもトップクラスのレベルにあるところがございますので、今後につきましても調査委託についてはJTBをお願いをしていくということで考えております。

それと、研究機関ということですが、当然そのとおりだと思います。そういうことでこの経営診断の結果を受けまして、運営委員の意見もお伺いいたしました。それでまたこれからも回数を重ねていくわけですけれども、役所の若手のグループを実は8名選抜いたしまして、男性4名、女性4名ということで検討グループを設置いたしまして、実は意見をちょうだいしております。これはどんな形で聴取したかといいますと、全くの設定をしないで自分たちで飯岡荘にまず泊まっていたいただきました。1から帰るまでですね。

それともう一つ、先進的なホテル等を見ていただくということで、これもこのグループの独自の判断で先進的なシステムを見ていただきました。これは鴨川と富浦と館山の鳩山荘と三日月ホテルということで、かなり多くの施設を見ていただきました。

その中で意見をたくさんいただきました。非常に飯岡荘につきましては厳しい意見をいただいたわけですけれども、しかし委員の皆さん、若手のグループということで、やはり旭市を思う気持ちがその意見の中でひしひしと伝わってきました。これをもとにこれからも協議にのせまして、最善の計画をつくっていきたいというふうを考えております。もちろん、運

営委員もこれから協議を何回も重ねていくわけですが、1つはこういった職員の若手の検討グループをつくったということをございます。よろしくお願ひします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） そういうすばらしい機関をつくっていただいているわけでありまして、そうしたものの報告書は随時国民宿舎の方へ提出されているわけですか。そういうものがあれば、議会にも公営企業の方にもお示しをいただきたいとそのように思ひます。

あともう一つ、先だって、我々公営企業で桜島の国民宿舎へ視察に行ったんですけれども、今後の経営というような形で今のところ少し黒字が出ているというようなことでありまして、ご承知のようにきょうの朝のテレビでもやっていたけれども、熱海市が赤字に転落するんではないかというような報道がされていまして、あそこは温泉街でホテルがいっぱいあるところでありまして。ホテル業の厳しさが全国そっちこっちでもあるわけでありまして、そこから辺の今後の経営というようなもので、鹿児島の場合には、今お話がありました国民休暇村という株式会社の独立行政法人が委託をしてやっているということでありまして、そういう方向性というものは運営委員会の中でも協議をされているのかどうか、それもお知らせをいただきたいと思ひます。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議会への報告ですが、これは報告書がもうまとまっておりますので、もし間に合えば、きょうおいでいただいたときにお配りしたいなというふうに思ひます。

それと、今後の経営ということですが、現在、国民宿舎は全国で168だと思ひますけれども、少しずつ減っていると思ひます。この中で、やはりまだ直営が多いと思ひますけれども、今、明智委員おっしゃいました国民休暇村がかなりこの近辺の国民宿舎の委託を実は受けております。いわゆる指定管理者制度にのっとってですね。非常にいい経営もされております。

しかし、半面、方向の少し違ったところも出てきているようですが、この意見につきましては、運営委員会で実は出ました。その中で、どういうふうに判断をしていくのかなということなんですけれども、いわゆる民間でも今非常に厳しい中にあります。どんどんつぶれていく中で、実は公共の宿が何とか残れないものか、そんな一つの疑問から、やはりこういう時代だからこそ公共だからできるそんな宿ができないかなということで、実はJTBとも少し話をしているんですけれども、そのとおりでして、公共の宿で例えば食彩の宿を目

指すとか、そういったところがないんですね。ですから、もし実現できれば、公共でもってこういう食彩の宿をやっているということで非常にいい経営ができるのではないかなとそんな意見をいただいておりますので、我々先が見えないんですけれども、JTBは手広くやっておりますので、JTB側からはよく飯岡荘が見えているのかなとそんなふうに思いますけれども。

そんな中で、私も現場の方もそうなんですけれども、やはり公共だからできる、こういうふうに見える、そんな宿を目指したいなというふうに思います。

北海道に真狩村というのがあるんですけども、ここで「マッカリーナ」という公共の宿を始めました。いわゆるオーベルジュといいますか、フランス料理を主体として宿泊つきのレストランというようなことで、非常に今盛んに利用者があるようなんですけれども、やはりこれからは団塊の世代の利用が多くなるということ、それと熟年の夫婦、熟年の女性のお客さんが非常に多くなるということで、やはりレストランをまずメインに改革をしまして、食彩の宿を目指していく、しかもそれを公共でできる、そんな宿を目指したいなというふうにとりあえず現場の方は思っておりますけれども、市長の方も同じように、とにかく食を生かしたいということで私の方も指示をいただいておりますので、できる限り今いるメンバーで何とか食を生かした観光拠点にできないのかなとそんなことで思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、支配人の情熱を聞かせていただきまして、環境もすばらしいところでありますし、私も公共の宿が全国に残ってほしいなという思いをする一人でありまして、いろいろな面でこれからそういった部分で協力させてもらいたいと思うわけなんですけれども、本当にいろいろなところの意見を聞きながら、地元の方々の意見も大事だと思います、先ほどもそういったものをつくったということでもありますけれども、シンクタンクですか、コンサルタント会社だけ、JTBだけでなくいろいろな部分の意見を取り入れながら、ひとつこれから経営に努力していただきたいとそんなように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） お客が減っていく中で運営がかなり大変だと思います。そんな中でどうしたらいいか真剣に考えていただいております、本当にご苦労さまでございます。

それで、意見は明智委員が質問されましたのでそれはいいんですけれども、耐震診断調査

業務委託料593.2万円ということで、もうこれは発注されているんですよ。

それと、企業債の償還もほぼ終わって、要するに飯岡荘をこれからどうするかという本当に真剣にお考えになっているところだと思うんです。ただ、タイムスケジュールと申しますか、この耐震診断がもう出ていて、来年度どうするのか。予算とかその辺のところはかなり厳しいような気もするんですけども、コンサルはどういうコンサルで、いつごろどういう結果が出て、それをどういうふうに来年度あるいは再来年度になるのか、その辺のスケジュール的のところをちょっと教えてもらいたと思います。

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、まず耐震診断ですけども、これは前回補足説明いたしました国庫補助事業に該当いたします。もう小学校等で国庫補助につきましては申請をしてあるわけですけども、私の方も今度入れていただきまして、都市整備課の方で旭市としての耐震診断事業計画を国に申請するというので3分の1の補助があるわけですけども、この議会が通った後、やはり契約と申しますか、入札の手続に入りたいというふうに思いますので、まだこれは決まっておられません。

それと、タイムスケジュールですけども、今回の調査、耐震診断と基本調査につきましては、いわゆる基本設計の一部なんです。これが出ませんと計画図ができません。耐震診断の結果と先ほど説明しました基本調査の内容、これを受けまして実は計画図、改修の平面図をつくるわけですけども、標準の工期あるいは事業費が出てきます。それと収支の計画等が初めてこれでできるわけなんですけれども、この基本設計業務につきましては、一応新年度予算でお願いをする予定になっております。

当然、事業費が新年度の予算の方で出てきますので、やはり新年度予算の方に工事費を盛ることはできません。そういうことで、なるべく早くスケジュール的には進めたいということで、事業費が出たなるべく早い段階に補正予算の方で対応していきたいとそんなふうに考えております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に業者関係なんですけど……

○委員長（高橋利彦） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、業務選定につきましては、私の方は、財政課の指示のもとに指導を受けたいと思いますし、実際に入札は私の方で行うわけですけども、業者

選定に当たりましては、助役を筆頭とする選定委員会がございますので、こちらの方で選んでいただき、私の方の要望はございません。選んでいただいて入札を法に従いまして、また市の規則に従いまして厳正に実施をしたいというふうに思います。どうぞよろしく願います。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、議案第7号につきまして、配布になっていると思いますけれども、資料1と2を使いまして補足説明を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

初めに、資料1の方でございますけれども、新旧料金対比表となっております。この表の左側部分に現行料金、大分類いたしますと4種類の30種類、これが現在の水道料金ということになっております。それを、右側になりますけれども改定料金、大分類2種類、小分類4種類の統一料金とするというふうになります。右側の表なんですけれども、新旧とも税込みの料金になっておりますので、よろしく願います。

続きまして、資料2の方をお開きいただきたいと思います。料金改定に伴いまして、当然日割り計算ということになりますけれども、日割り計算につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、お客さまに公平性を欠かないようにということで、料金表の料金の算定方法が1というふうになります。改定された場合ということになりますけれども、水道料金イコール旧料金掛ける旧料金使用日数分の合計使用日数プラス新料金掛ける新料金使用日数割ることの合計使用日数ということになります。

なお、資料1の方でございまして、海上地区と飯岡地区につきましては、旧料金についてはメーター使用料が含まれております。

次に、2番目の料金の計算例ということで表示してございますけれども、料金が偶数月と奇数月に検針の方を分けてございますので、初めに偶数月の検針地区の方から説明させていただきます。

旭の北地区、これはJR総武線の線路の北側ということになりますけれども、そちらの計算式が入っております。それから飯岡地区、こちらについては、先ほども言いましたようにメーター使用料が含まれております。

それから、次に②というふうに表示してありますけれども、奇数月の検針地区ということで旭南地区それから海上地区。海上地区につきましてもメーター使用料が含まれております。それから干潟地区ということで計算式が例示されております。

それから、一番下に立方メートル当たり、10単位になっておりますけれども、早見表を加えてございます。この資料につきましては、料金改定が行われた場合、1月から3月までお客様全員に料金改定について当然啓発しなければいけませんので、すべてのお客さんを対象にいろいろな方法で改定の啓発をしていくと。その資料の一つでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（高橋利彦） 水道課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

明智委員。

○委員（明智忠直） 先だつての公営企業の協議会でかなり、説明会の中でいろいろな部分で質疑をさせていただきまして、水道の運営協議会の方で何回も回数をやっての改定ということで、ほぼ納得しなければならないのかなというようなことでありますけれども、実質的に料金が値上げということになりますけれども、使用量の多い少ないで、各家庭1戸当たりの払うのが実質的にはどのくらい上がるのかどうかという部分がわかれば教えていただきたいと思ひます。

実質的に旭、飯岡、海上、干潟、恐らく使用量がかなり違うと思うんですよね、平均的なもので。それで今回の改定によって、1戸当たりどのくらいの負担分が増加するのかどうかということ調べてあれば教えていただきたいと思ひます。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ご質問の回答になりますけれども、旭市全体で見ますと、水道料金につきましては非常に基本料金の家庭が多くなっております。したがいまして、1立方メートル当たりにつきましては、本議会の補足説明で申し上げましたけれども、検証いたしまして2か月に一遍ということになりますので、大ざっぱでございますけれども、個々には非常に計算しづらい部分がありますので月額に直しますと、旭地区で500円、2か月に一遍ですのでちょうど1,000円ということになるかと思ひます。倍になりますので。それから海上地区で665円、それから飯岡地区で670円、干潟地区で800円ということで、海上地区から干潟地区までは掛ける2ということになりますので、それが通常お客様に納付いただきます料金の差額というふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今のは1立方当たりの料金だと思いますけれども、各家庭の使用量、商売とかいろいろなものによっても違うと思いますけれども、全体の1か月の使用量というのはどのくらい各旧市町によって違うのか、その辺のトータル、平均は出してあるのかどうか。それによって1か月の負担分、1立方当たりではこれだけ違うと思いますけれども、全体の月額払う料金としてどのくらいの値上げになるのかどうかということを知りたいと思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 先ほど来申し上げておりますのは、一般的に20立方ということで全国的に数値を統一しておりますので、例えば統計資料とかそういう形で統一しておりますので、地区ごとに月額というのはちょっと数値を持っておりません。

ということで、改定につきましては、おふろの料金で申し上げましたけれども、実際には金額的に見ますと、今の金額では非常に安いんですけれども、率的には大きな開きがあるということは前回の協議会で申し上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 明智委員。

○委員（明智忠直） 私が言いたいのは、料金値上げによって20%の値上げの部分があるわけですが、その干潟地区ですけれども、そこら辺の思いというのがどうなのかなという部分がありまして、全体に1戸当たりの実質的に跳ね返ってくる値上げはどのくらいなのかなということが知りたいということでお聞きしたわけでありまして、統計的にそういうものがない、標準的に20立方ということであればそれは大体想像するわけでありまして、そういうものが客観的に見てどうなのかと、水道課の方で把握しているのかどうか、ありましたら教えていただきたい。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 一応20立方の範囲で他市町村とも全国的にも比較しておりますので、干潟地区については、特に大量に使用するお客様がおりませんので、基本料金が主になろうかと思っておりますので、1回の、すなわち2か月分になりますけれども、値上がり額としては、一般的には1,600円くらい上がってしまうということになろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） かなりあるので、少しずつお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

平成18年度、19年度とといいますと、いただいた資料の中でケース2は現況ですかね。提案はケースの4ですよ。ケース2もケース4もそうなんですけれども、まず年間の損益が平成19年で約2,800万円、平成20年で6,300万円とマイナスになっていますよね。平成19年度のマイナスの要因というのは、補助金が約6,000万円減っています。年々補助金が6,000万円、6,000万円とずっと減らされているわけです。

まず第1に、補助金の算定基準とといいますか、前の仮定条件の中で補助金をどういうふう
に算定しているのか。従来から見るともうかなり激減とといいますか、ほとんどもう勝手にや
れというような感じなんで、6,000万円下げて、20年度もまた6,000万円下げる。当然赤字に
なりますよね。

それから、もう1個は、企業債の算定の根拠、基準、どの辺まで企業債を起こせるのか。

もう1個は、合併特例債というのを見ることが出来るのか。見るとすればどのくらいまで
見れるのか。

まず、その3点をお願いできますか。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 初めに、純利益の方が18年で2,800万円ぐらいマイナスになってい
て、純利益につきましては、ご存じのように、この表の中にもございますけれども、最終的
に収支の31ということで番号をうってありますけれども、収入から支出を引いたものとい
うこととなりますけれども、これは総体的なものですので、一概にだんだん減って、その次の
2、3が要因になっていくわけですが、これは質問の2番、3番が当然関係してしま
うわけですが、こちらについては、これからの経営の状況が示される数値ということ
です。

それから、質問の2番目の企業債をどれぐらい起こせるかということですが、こち
らにつきましては、18年から示されているわけですが、19年度で1億3,640万円です
か、足りない分をこの表については企業債をただ単に充てていると。限度額については、当
然支払いの限度、ちょっと今の時点で幾らということは申し上げられませんけれども、これ
ぐらいの額は当然現状では企業債を起こせるという金額が載せてございます。

それから、3番目の補助金が他会計の補助になりますけれども、どんどん減っているというところでございます。これについては、本議会で市長の方からも提案理由の中で申し上げましたけれども、料金の給水の原価とそれから収支の状況によって、当然市が判断するわけですが、それに市の補助金に伴いまして県がさらにその率に従って盛ってくるということになります。この計算につきましては、すべて現行の補助金をそのまま計算式で示したものでございます。したがって、数値的に見ますと、分母が大きくなれば逆に減ってくるという部分もあります。

それから、特例債事業になりますけれども、特例債事業につきましては、現在、特に建設改良費、資本的収支の方になりますけれども、こちらの方につきましては、現在、特例債が少しでももらえるように事務を進めております。この計画案では、特例債が決定されておられませんので、先ほど言いましたようにすべて企業債のみで計算式がなされております。未確定のものを入れるわけにはいきませんので。

したがって、特例債の対象事業がふえればその分企業会計としては安定するということになるかと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） この試算を拝見しますと、最大の理由はやはり補助金が削られているということですね。毎年6,000万円削られていけば、当然赤字になりますし、それは累積していきます。だから、まずその理由が何か。要するに、合併したことによって減っているかどうか。6,000万円、1億2,000万円というふうに減ったら、当然やっていけなくなりますよね、今までそれでやってきたわけですから。合併したことによって補助金が減るんであったら、特例債でもって補てんすべきだと思うんですよ、まず最初に。

今度の合併では、サービスは高く、負担は軽くという前提で合併しているわけですから、合併したことによって補助金が減らされて、特例債も見れないと。それで水道料金、これ年間1戸当たりほぼ1万円ですよ。こんな値上げやっていたらまずいですよ。

この中でいっぱいあるんですけども、基本的に受水費で見るとトン当たり139円くらいですよ。2年目で137円になっているんですよ。これ1円、2円がすごいでかいんですよ。600万立米あるんですから、1円変わったら600万円変わるんですから。そうでしょう。まず、そういう意味で1円でも2円でも受水費の値下げはできないのか。それから人件費1億5,000万円、これ職員18人ですよ。1人頭約840万円ですよ。退職金入れたら1人頭900万

円くらいになるかもしれない。直近で5%削減と言っているわけですから、これだって5%下げると単価が2円くらい下がるんですよ。だから、まず補助金がなぜ減らされるのか、これを従来どおり最低でも6,000万円確保できれば来年度は大丈夫なわけですよ、19年度は。

この試算書のケース4でいくと、5年後にはかなりもうかってしまうんです、これ。5年間で毎年5億円の企業債を償還して行って、これだけ値上げして行って、多分これ6年目くらいには値下げという話になると思うんですよ。そういう可能性もあるんですよ。だったら、今とりあえずはまず企業債ですよ、企業だけでやるんだったら。それで企業債をどこまで起こせるのか。その辺のところをもう少し詰めてもらいたいんですけども。まず、受け入れ単価を下げられないのか。

それからちょっとお伺いしたいんですけども、銚子市はかなり安いんですよ。今現況で旭市が4,800円で銚子市が3,200円ですよ。努力すればできると思うんですよ、上げなくても。その辺の答えがもらえないと、私きょうこの判断できない。ちょっと難しいのかなと思っていてんですけども、もう少し検討してその辺を詰めて、時間的にはまだあるんで、そういう意味では今回議案を出してくれてよかったのかなと思っていますけれども、もう少し詰めてから検討してもらった方がいいのかなというような気がするんですけども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） それでは、ご質問にお答えしたいと思いますけれども、まず1点目の他会計の補助金という、補助金がだんだん減っているのではないかと。それも減り方が極端ではないかということでございますけれども、これにつきましては、過去10年間の推計をもとに、したがいまして、前々からずっと補助金は減っているという傾向をそのまま計算式にのせたものでございます。

例えば、前回の改定状況を申し上げますと、平成12年4月になりますけれども、旭地区で16.2%、それから海上地区で19.65%、それから飯岡地区で23.12%、それから干潟地区で16.66%という数値になります。したがいまして、他会計の補助についてもずっと過去10年来を見ますと減っている傾向にあると。

今回につきましては、委員ご心配のことなんですけれども、實際上、公営企業でございますので、当然独自に他会計の補助を受けないでやるというのが本来の趣旨でございますし、またくどいようでございますけれども、今回の改定につきましては、2回ぶりということで7年越しと。その辺をご理解いただきたいなというふうに思います。

それから、受水費、これにつきましては、ちょっと高いと、下がればいいなというふうに

私の方も常日ごろ思っております、東総広域水道企業団に関係しますので、当然市長にも議会とか企業団の改定等がある場合に、ぜひ提言してほしいということで、市長の方もその辺については了承しております。

それから、3番目の人件費でございますけれども、人件費のことを言われますと、私の方としては……内容を申し上げますと、本庁に13名おまして、支所の土木室に各2名ずつ配置されております。ただ、その2名がすべて水道の事業をやっているかということになりますと、これはそうではありません。ほとんどは水道の事業はやっていないと言ってもいいくらいの状況です。それは、市全体の中で考えられた話でございますので、委員おっしゃるように、人件費が高いのではないかとおっしゃりましたら、私ども企業会計として、それを本庁から補助金をもらっている立場ですので、これは市全体の中で調整されている話ですから、ちょっと会計の数字を見ますと高いように感じられると思いますけれども、この辺についてはご容赦いただきたいと思います。

それから、5年後にもうかってしまうのではないかとご質問でございますけれども、これにつきましては、数字上はおっしゃるとおりでございます。ただし、提案理由でも申し上げておりますように、今回の料金改定につきましては、3年ごとに見直すという条件つきで諮問もなされております。それから、では3年後を考えますと、午後視察の方も予定されておりますけれども、今すぐにでも改修しなければいけない機械機器もたくさんございますので、その辺のところについても数字上はおっしゃるとおりなんですけれども、ちょっとした故障等が起きれば数千万の金は減ってしまいますので、その辺については万一の場合ということで、今回の改定につきましては、あくまでも3年ということで、3年間の間はこの数値をごらんになっていただければわかると思いますけれども、ちょうど起債のピーク時に当たってしまうというのが料金値上げの一番の要因となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） まず、補助金を、先ほど率で言われましたですけれども、この資料ありますよね。平成13年度が4億1,000万円、14年度が3億6,000万円、15年度が3億3,000万円、16年度が2億9,000万円、17年度が3億1,000万円、18年度で2億6,000万円、19年度で2億円、20年度で1億3,000万円、21年度で1億1,000万円なんですよ。これはもう率なんていうものは関係ないですよ。合併して明らかに五・六千万円単位でもって下がっているわけ

ですよ。その辺がなぜかというんですよ。なぜこうになってしまうのかと。合併したことによって下がるんだったら、特例債を充てるべきだと思うんですよ。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 佐久間委員のおっしゃるとおりなんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、率上計算するとこういう数値になってしまいます。

ただ、特例債につきましては、現在未確定でございます。私どもの方で現在県・国等々とも事務手続を行っておりますけれども、合併特例債については、……非常にいいわけなんですけれども、現状におきましては、非常に審査が厳しくなっております。合併のパンフレット等については、水道の事業体はなりますよという簡単な記事しか出ていませんでしたけれども、いざ申請しようとして、非常にクリアしなければいけない要因がたくさんあるということで、先ほど申し上げましたように、おっしゃるとおり特例債事業がふえれば会計上は非常に楽になるわけなんですけれども、それらについては未確定となっておりますので、今回の料金改定については、あくまでも通常の企業債のみということで算定してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時30分

○委員長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第11号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 特に補足説明することはございません。

よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高橋利彦） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 議案第11号についてちょっとお聞きしたいんですけれども、当初、水道企業団の規約の一部改正に関連して、先ほど議案第7号で佐久間委員の質問の中で、受水費、これと関連してくると思うんです。東総広域水道企業団からトン当たりの単価。これをもうちょっと下げるようなことができないかということ。

私も昭和56年ですか、水道スタートのときから知っていますけれども、もう何ら変わっていないんですよ。高い水道料金で買って安く売っているというのが水道事業なんですよ。

ですから、受水費を安くできないかどうか、これを一つこれからの交渉の中でお願いしたいというふうに思いますけれども。

○委員長（高橋利彦） 水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 受水費の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、ずっと同じ料金になっております。ただ、受水費につきましては、企業団の話になってしまうわけですが、実際には、ご存じのように、今年の4月1日から高度浄水処理も企業団の方で始めておりますので、皆さんお気づきと申しますが、水道水については非常においしくなっているということで、現在、高度浄水に約34億円かかっているんですけれども、そちらの分については、据え置いて受水費に転嫁されないように市長を初め議長さん、関係者の皆さんにお願いしていくしかないと思いますけれども、確かに受水費については、後から始めておりますので、非常に県営水道等と比較しますと非常に高い料金というふうになっております。

ただ、この間市長も議会の方で申し上げましたとおり、現在、県営水道と各区域の水道が非常に格差があるということで、料金の検討委員会等が行われているわけですが、その骨子の中で受水費については、数年後には一本化したいというふうになっておりますので、あくまでも骨子案ということなんですけれども、5年以内に統一といううれしい話もありますので、もしもそうすれば、旭市が一番高い方ですので、県下統一された場合、下がる可能性が高いということが言えます。

また、水道料金につきましても、ちょっと先ほど来から大変皆さんにいろいろな面で検討いただいているわけですが、こちらについても、ちょっと先ですけれども20年後をめどに料金の統一という県の骨子案もありますので、将来的には同じ千葉県民であるということで市長が数年前から要望していると申す方向で進みそうです。ただ、その間、どうしてもしのがなければいけないということになるかと思っておりますので、料金は受水費については、できる限り最低据え置いていただきたいというのが私ども水道課の担当の気持ちでございます。

す。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 私も県の水道の関係、一本化というような話も新聞で拝見しておりますけれども、今、課長の話ですと、据え置いてというような話もありますけれども、そうではなくて、単価を下げるようにひとつ努力をしていただきたいと思います。あと結構です。

○委員長（高橋利彦） そのほかありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） では、特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（高橋利彦） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第4号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 議案第7号についての件でございますけれども、委員長報告の中にとにかくうまく、うまくというよりも文面はとにかく再検討をできればしていただきたいような言葉、文章も入れていただければありがたいなど。実際に質疑しておるわけですから、的確な判断をひとつお願いいたします。

○委員長（高橋利彦） では、委員長にそれは一任願いたいと思います。

それでは、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（高橋利彦） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は随時報告をしてください。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 病院からご報告を1点させていただきます。

いわゆる医事紛争の示談等が2件ございましたので、ご報告をさせていただきたいと存じます。

1件は、示談でございます。示談額が1,000万円というものが1件ございます。

それからもう1件は、和解でございます。和解額は450万円というものでございます。

なお、恐縮ですけれども、この詳細につきましては、総合対外対策室の飯野室長よりご説明を申し上げます。

○委員長（高橋利彦） 病院総合対外対策室長。

○病院総合対外対策室長（飯野孝夫） 総合対外対策室の飯野と申します。

医療紛争の示談等についてご報告いたします。

平成10年1月、肺がんのため行いました放射線療法で数年後に脊髄に障害が発生し、両下肢機能全廃、身障の1級となりました患者様と示談がまとまりました。示談額が1,000万円です。

それと、平成7年7月の手術で、舌運動、味覚障害になったと訴えられた患者様と協議、調停をしておりましたが、和解がまとまりました。和解額は450万円です。

それぞれ保険金で補てんされます。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

林一哉委員。

○委員（林 一哉） 2点ほどお聞きいたしたいと思っておりますけれども、去る11日の一般質問についてでございますけれども、病院関係の管理運営について、議員は一応一般質問の通告要旨の中に病院の事業管理者の答弁というふうになっておったにもかかわらず、ここにきょう傍聴に来ております神子議員の質問の際に、とにかく出席しておらなかったというようなことで、これは本当に議会軽視というか、何か議会を侮辱されているように我々議会人としてはとったんですけれども、この点について神子議員は、3点目で今回の人材派遣の関係で事業管理者である病院長に考え方を聞きたいというような質問をされておるわけなんです。それについて、事務部長の方は、事情がわかれば、何で出席できなかったのかひとつお聞きいたしたいと思っております。それが1点。

もう1点は、これは整備課の関係なんだけれども、課長名で警備員に対して、通報・連絡について何か不審な点があったら昼夜間にかかわらず課長のところに連絡するようにと、課長の自宅の電話番号と携帯電話まで入れてある資料を8月に提出したような話を聞いていますけれども、これは事務部長、ご存じですか。その点についてお尋ねいたします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） まず、1点目の事業管理者の答弁のところで事業管理者が午後欠席をさせていただきました件でございますけれども、これはドクターでございますので、診療活動がございましてそのような形になりました。全く大意はなかったわけですが、今ご指摘をいただきましたような趣旨はよく院長にも伝えて、今後そのようなことがないように注意をしたいと存じます。

そういうことをご了解を賜りたいと存じます。

それから、2点目の件ですけれども、いろいろな事案もございましたので、担当課長からそういった連絡を常にとりたいということでやっているという報告は受けております。

以上でございます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） ただいま事務部長の方から1点目の点について、院長に伝えるというようなことをございますけれども、午後から欠席ということであったですけれども、病院長は内科医でしょう、外科医ではないんですよ。内科医で急にそのような急用があるんですか。一般質問の通告はちゃんと前々から病院あてに答弁を求める者という通知がいつているわけですよ。

ですから、これは部長の方から注意しますと言われても困るんですよ。議会というところはそんな甘いところではないんですよ。何か私から見ていると、合併する前の1市3町の中央病院組合議会があったときの方が本当に何の問題もなくスムーズにいつていたわけですよ。合併してから急にいろいろな問題が発生して。これは執行部の認識が少したるんでしまったんじゃないですか。もうちょっと気を引き締めてやってもらわないと、余りにもいろいろな問題が起き過ぎます。ぜひ、次回から中央病院の事業管理者、院長に対して出席要請があった場合には、ちゃんと出席するようにひとつ伝えてください。

それから、2点目の整備の関係ですけれども、個人の電話、整備のこの方は旭市内ではないんですよ。市外なんですよ。そういうときに、電話で連絡して、火災の場合にはどうするんですか。もうちょっと病院自体でそういう危機管理体制をびしっととっていただきたい。これについて答弁願います。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 1点目の院長の出席の件、重ねてご指摘をいただきました点、重々承知いたしました。院長にそのとおりの報告をさせていただきたいと存じます。

それから、2点目の危機管理、これにつきましてはマニュアル等もございまして対応しておりますけれども、何か詳細こういう形ということで説明が要るようであれば、担当の課長の方からご説明させますけれども、いろいろ過去にこの委員会でもご指摘をいただきました火災等の件もございまして、そういった連絡体制をとりたいという気持ちからそのようなことになったわけで、通常の体制につきましては万全を期してやっておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） では、2点目の件ですけれども、この整備の関係の連絡・通報のこの文書については、事務部長は承知しておったんですか。事務部長の方からこういうふうによれというようなことを指示したんですか。その点についてお尋ねいたします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私から指示をしてこのような形でやれということではございません。

○委員長（高橋利彦） 林一哉委員。

○委員（林 一哉） 今まで事務組合のときには……、こういう課長個人が自分自身で上司の了解も得ないでこういうことを平気で出せるんですか。警備員の方がみんな困っているんですよ。個人ですよ。個人の自宅の電話番号と自分の携帯電話番号まで入れて、何かあったら私によこせ。そういうようなことを平気でやって、事務部長どう思いますか。

やはり、こういう通知を出す場合には、ちゃんと決裁をもらってこういうふうにやりますからという伺いがあるのではないですか。これ個人で出せるんですか。

こういうことがあると、ほかの課も、では我々もやろうやというようなことになってしまいますよ。命令系統、組織の何たるやが何も意味をなさないではないですか。その点だけお尋ねします。

○委員長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 担当課長は、防火管理者という責任感からそのような形でやったというふうに考えておりますけれども、今ご指摘いただきました命令系統の件あるいは組織の規律と申しますか、そういった点、ご指摘も踏まえまして、もう一度見直してよくいろいろ院内でも話し合いをしてご趣旨に沿うように見直しをしてまいりたいと存じます。

○委員長（高橋利彦） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高橋利彦） では、特にないようですのでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（高橋利彦） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 高橋利彦

建設経済常任委員会

平成18年12月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 3号 平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について

議案第13号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項

出席委員（5名）

委員長 向 後 和 夫

副委員長 滑 川 公 英

委 員 神 子 功

委 員 嶋 田 哲 純

委 員 平 野 忠 作

欠席委員（1名）

委 員 鈴 木 正 道

委員外出席者（1名）

副議長 高 木 武 雄

説明のため出席した者（26名）

助 役 重 田 雅 行

商工観光課長 神 原 房 雄

農水産課長 堀 江 隆 夫

建設課長 米 本 壽 一

都市整備課長 島 田 和 幸

下水道課長 山 崎 健 次

農業委員会
農事務局長
その他担当員
19名

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一
主 査 穴澤 昭和

事務局次長 石毛 健一

開会 午前10時 0分

○委員長（向後和夫） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会ということで、大変お忙しい中をご参集をいただきまして、大変ありがとうございます。

今、オゾン層の破壊による世界的な異常気象の中、また、温暖化の中で農業を基幹産業とする旭市も暖冬の面で非常に価格が低迷ということで、農家の方々、大変苦勞しておられるのではなかろうかと思えます。

我々も、議員として市政の正常な運営に立ちまして、お互いに力を合わせて旭市発展のために頑張っていかなければならないのではなかろうかと思っております。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、鈴木正道委員におかれましては、健康上の理由で本日欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解をいただきたいと思えます。

本日、高木副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（高木武雄） おはようございます。

師走の何かとお忙しい中、建設経済常任委員会を開催をいただきまして、まことにありがとうございます。

本会議で付託されました議案は、第1号中の所管事項、議案第3号及び議案第13号の所管事項の3議案について審査をいただくことになっております。十分な審査をお願いいたしますとともに、定例会もあと残すところ1日となりました。20日の最終日には議事運営がスムーズにいきますよう、皆様方にご協力をお願い申し上げまして、非常に簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございます。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

副議長初め、委員の皆様には大変お忙しい中をご苦勞さまでございます。

本日、建設経済常任委員会に執行部から審議をお願いいたします案件は、議案第1号、一般会計の補正予算、それから議案第3号、下水道事業特別会計の補正予算、さらに議案第13号、こちらは専決処分の承認ということでございますが、内容的には一般会計の補正予算となっております。

以上3議案でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課の方から議案第1号につきまして若干の補足説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

24ページの6款農林水産業費、3目のところでございます。この中に補正額の財源の内訳の中に県支出金450万円ということで記載をさせていただいております。これにつきましては、開会日にありましたように、いろんな産業まつりを11月に3つの会場で実施をしました。事業費的には1,015万3,000円の予算があったわけですけれども、この中で実は県の方から元気の市町村づくり総合補助金を450万円いただけるということで、これを計上させていただいたものでございます。

この農業振興費の中の600万円ほど今回減額をさせていただきました。これにつきまして

は、旭市農業振興地域整備計画策定支援業務委託料ということで、平成18年から3か年の予定で、現在、旧市町4つの農業振興整備計画が現実に動いております。合併後速やかに1つの整備計画にしたいということで今やっているわけですが、それには現況の調査とかいろいろな部分がかかわりがあります。ただ、いろんな関係各課と連絡をとった中で、税務課、都市整備課、企画課、それぞれ1筆ごとの地番データ、現況図、写真図、地形図、そういうデータを、現在18年、整備しております。この18年整備されたものを有効的に使いますと、より安く農振の整備計画の策定もできる。そういうことを見込まれますので、これを1年ずらしまして、平成19年から21年に事業を実施したい。そんなことで今回、600万円ほど減額をさせていただきました。

次の農地費でございますけれども、広域農業基盤整備事業39万6,000円の減額でございます。これにつきましては、現在、土地改良事業等広域農業基盤整備ということで実施をしているわけですが、一部の地域につきましては計画策定が旧町で測量の実測をしてあった。そういうデータを使えるということで経費の軽減が見込まれる。そんなことで39万6,000円を減額をさせていただくものでございます。

あと、農地費の中に農村環境保全向上活動支援実験事業22万4,000円。これにつきましては、資源保全の来年度からの事業実施に向けまして集落説明等をしております。それにかかりますいろんな消耗品を計上させていただいたものでございます。

農水産課からは以上でございます。

○委員長（向後和夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたら、お願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。

私の方からは、事業というよりも、今回、補正の中で減額ということが給与関係であるわけでございますけれども、所管の人員の配置ということを考えてみますと、減額ということがかなりあるわけでありまして、例えば今ご説明をいただきました農林水産業費の説明の1、農業関係職員の給与の35人というものが、当初、38人ということで見込んでおりましたし、また、その次のページにつきましても、水産業総務費が、職員が3名が2名ということで、いずれも人数が減っているわけでございますけれども、全体的な減った内容についてご説明をいただければと思います。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農林水産業費につきましては、実はご承知のように4月から農水産課の事務所が干潟支所の方に行きました。それに伴いまして、干潟支所の産業室を廃止をさせていただきまして、ここの本庁舎の方に農水産課の分室というものを置きまして、たえず職員が2名ないし1名、農業者に迷惑がかからないような組織づくりということで組織がえを若干させていただきました。そんな関係で干潟支所は従来5人いたものが一緒になったという部分も一つあるかなというふうに考えております。ただ、業務の中では、現時点で支障はないと考えております。

○委員長（向後和夫） ほかに担当課長、何か説明があれば。

神子委員。

○委員（神子 功） 一般質問でも申し上げましたけれども、人を見直しをして適正化を図っていかうということがこれからずっと行われるわけですが、そういった意味で、今回、その原因になったことが違うところの部署に行ったということも考えられますけれども、全体的なことを考えた場合に、現状の中で人数は減ったけれども、どこかにその方は行っていると考えてもよろしいのか、それともある事情で減ったものが、そのまま減っているという認識を持っていいのかどうかということで質問させていただきましたので、変化があれば、変化の内容についてご説明をいただければと思います。これは各所管の担当の方で把握していれば、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それぞれにということでございますので、建設課関係、土木費関係です。合併したときには支所というものに土木室というのがあったんです。土木室長というのがいて、担当が2人いた。土木室には建設課関係と水道関係がおった。土木室を中心に、建設課関係は2人おりました。それを1人減らしたというような状況が今年度です。ですので、こういった数字にはあらわれているだろうなと思います。それがどこへ行ったというのは、ちょっと把握しておりません。今まで本庁と支所というものの仕事の分担を、本庁の方で一本化しようではないかという考えに基づいたものであります。支所の人数が減ったということでもあります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 商工観光関係については、5款労働費、7款商工費ということ

になっております。これは人事異動に伴う部分でございまして、労働費については4人、商工費については15人ということで、数的に商工費は減っていますけれども、労働費がふえているということの中で、人事異動に伴う数字の調整というふうに考えております。業務についても支障はないものと考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） 農業委員会でございますけれども、ただいま農林水産業費の中の関係職員が38人から35人に減じられたということなんですけれども、農業委員会の職員の給与費もこの中に入っております、うちの事務局費の方で旧来6名であったものが5名に減員となっております。そういうことで38名から35名に減員になったうちの1人を農業委員会が負っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 都市整備課の給与の減額分、当初、配置人員17名あったんですが、1人病気休暇で他の部署へ配置がえになりました。その関係で減額になっております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、全体的に見ると、一つには業務の内容も含めて1人減ったということもありましたし、そういった考え方が1つと、それから、通常の人事異動で人員が減ってきた、あるいはプラスされたということと、それから、今後、適正な人事配置ということから考えた場合に、その辺はまだまだこの中には反映していないという考えでよろしいかどうか。業務には支障がないかどうかについても、助役がおられますので、その点、よろしく願いいたします。

○委員長（向後和夫） 助役。

○助役（重田雅行） ただいまのご質問の件ですけれども、各課それぞれいろいろな見方がございますが、市トータルとして定員適正化計画を今進めておりまして、全体で職員数の削減を行っております。その中で業務を見直しながら、どこの課については何人が必要かということで判断した結果として減っているところも出てきているということでご理解いただきたいと思っております。そういうことで業務上はすべて支障ないように配置をしております。

○委員長（向後和夫） 平野委員。

○委員（平野忠作） 24ページの農地費の中の説明欄の2番の農村環境保全向上活動支援実験事業の詳細をお願いしたいんですが。課長、よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問でありますけれども、実は平成19年から国の施策の目玉としまして「農地・水・環境保全向上対策」が実施をされることになっております。先般、経過報告等も議会に報告させていただいたわけでありまして、実はこれに先駆けまして実験事業というようなことで、全国では600か所ですけれども、旭市内では2か所実験をさせていただいています。これは国の方から、特に19年から導入に当たっていろんな問題点を事前に検証したいということで、市内では川口地区と琴田地区の2か所で実験事業をしております。それらの検証をもとにしながら、今、農地・水・環境保全向上対策を19年から実施したいということでいろんな啓蒙活動をしております。その中でいろんな配布資料等を、農家へ入っていく中で写真等を添付して資料を作成したい。集落説明へ持っていきますと、活字だけではなかなかご理解いただけない。そんなことでカラー刷りのリーフレットあるいはコピー等をつくって実施をする。そういう経費を計上させていただきたいということでございます。

事業の中身につきましては、先般、ご説明しましたように国・県・市で予算措置をしまして、10アール当たり4,400円というお金をもとにしまして、それらを農家の方だけではなくて、非農家も含めまして地域住民一体となって農道の補修あるいは水路のいろんな補修、あるいは地域内の農業にかかる施設、そういうものを大切に維持管理していこうという活動に支援をするというものでございます。

以上です。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（向後和夫） ほかに。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今のことと同じことなんですけれども、私どもの区でも今回試験的にやりましたけれども、来年からはとてもできる代物ではないということでございます。それで、これ、今、説明会を開いているということですが、どのくらいの地区で手を挙げていただけるのか。また、これが19年度から5年間継続してやる事業なもので、1回手を挙げたらおりられないと聞いているんですけれども、その辺のことについて、もうちょっと詳しくご説明を願いたいと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） この事業につきましては、担当課としまして一番危惧したのは、この事業の中身を住民の方に正しく知っていただきたい。それが一つの大前提である。それと同時に、わかっている集落とわかっている集落があって、いざスタートしてみたら、こういう事業をやって、こういう補助金をいただいて活動しているよ、えっ、そういう事業があったのということが他の集落からあるとまずい。そんなことで、いろんな機会に啓蒙をさせていただきました。さらには、全集落というわけにはいきませんが、例えば市内の農地を持っていない地区につきましては省かせていただきまして、すべての市内の集落の区長にお集まりいただきまして、事業の説明を4か所で実施をさせていただいた。そういう経過がございます。

そういう中で、我が集落で住民に聞かせたいという集落が28集落ありまして、それぞれ職員がビデオテープ等を持ちまして事業の中身等を説明をしている最中がございます。今までで28集落をやっている。そういった中で、今、手が挙がっているのが9地区ほど、やってみたい、あるいは検討してみたいということで動いております。

ただ、一番の問題点は、5年間ということがございますけれども、国の事業ですので、活動に際してのいろんな計画を立てていただきたい。あるいは実績の報告をすべて文書あるいは活動したものを写真等でちゃんと報告をしていただきたい。そういうものがあります。ですから、中には事務をやっただけの方が、いかにその集落にいるかということで、それが必要になってくるのかなという部分で、実は集落説明をやった中で、我が集落では難しいかなという集落も現実にはありました。

うちの課としましては、そういう事務処理につきまして何かいい方法はないかということで、これは1つは土地改良事業の施設という部分がありますので、市内には4つの土地改良区がございます。それらの方々の担当者あるいは課長に集まっていただいて、市の職員がやるということでは、この事業は集落ぐるみというわけにはいかないということで、できれば改良区の職員に本当に動いていただいて、自分たちの土地改良施設を守っていかうという流れも全国的にはあります。改良区の職員が一肌脱いで地域住民の中に入っていて、自分たちの道路・水路を守ろうという意識になっていただいて、何か支援できないかなということで、今、改良区の方には訴え続けております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 事務なんですけれども、私どもの方では工区の事務職がやっておりますけれども、とても素人ではできる事務量ではない。実際にこの問題は去年の時点から、土地改良区の方に最初に下がってきて、農水産課はそれに援助したというような経緯がございますので、この辺の改革ですね。

それと、金額も1反で4,400円。100町歩とか200町歩という面積になりますと、大きい金額がバックになって返ってくるわけなんですけれども、その工区なり地域なりにお金がないとほとんどできない。ましてや11月とか年を越して次の年にならないと全額返ってこないということになると、逆に言えば4月からやる事業について、お金がなくても借りてもやれというような方向もちょっと見受けられるので、そのようなことであれば、県なり国なり、デメリットの分もはっきり言っていただきたいんですよ。ただやれやれだけではなくて。これというのは、今までも缶拾いにしても草刈りにしても、全部補助がなくても、みんな、その土地土地、その区の中でやっている仕事をただこれに乗せているというのが現状ですよ、はっきり言ったら。そういう面倒で、なおかつ、自分らの地域でやったことを計上していたって意味がないと思うんですよ。だったら、こんな予算は必要ないと思うんですけれども、そういうことは上には申し上げているんですか。うちの方の工区では、こんなことをやったってむだだというのが大体なんですよ。5年間もできるという地区も本当にあるかといったら、ないと思うんですよ。責任を持って5年間も、こんなに厚い事務量になるんですから。その辺も含めて、農水産課の検討をお願いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 滑川委員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今ご指摘をいただきましたように、まさしくそういう問題があります。草刈りだとか川刈りという作業が6月、7月が一番実施されている時期であります。幾ら国から支援があるといっても、その時期にお金がないと集落で立てかえという部分が発生します。そんなことで18年の琴田地区、川口地区につきましては、それぞれ代表の方からご指摘をいただいた時点で、我が方としましては、東総土地改良協会という組織が振興センターにございます。そこで一時的に立てかえ払いをできないかということで打診をしまして、それはある程度可能だということで両集落には申し上げました。

ただ、両集落とも、立てかえしていただかなくても、今回のお金については集落の方で出

せますよという中で今動いております。ただ、この言葉は実はいろんな市内の会合の中でも出てきましたので、農水産課からは直接県に言っても、これはなかなか動かないということで、農政局の職員、先般は直接農林水産省の職員には話をしました。集落の実態はこうであるということで、それは一応国としても理解はされたということでは聞いています。それをどういうふうに来年解決していくかということで、できれば、市の出す予算につきましては10アール当たり1,100円あるわけですので、この部分だけでも直接集落に概算払いできないかということも含めまして、国の方には直接市の方から担当者に申し述べているところがございます。

以上であります。

○委員長（向後和夫） 嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 農水産課長に2つほど要望をお願いいたします。

今、滑川委員が質問されましたが、私もこれを組合の代表といたしまして申請したわけですが、審査がものすごく難しく、我々には書類がそろえられないということで、これでは無理だということで下りたわけがございますので、審査をもう少し緩めた形の審査にしてもらいたいと思っております。

それと、今、産業まつりの問題が出ましたが、この間の一般質問の中に飯岡地区が産業まつりがないということで、その話を農家の人にいたしましたら、ぜひ飯岡でも産業まつりをやっていただきたいという声がありましたので、要望いたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 先ほどの課長の答弁に対する関連でもよろしいでしょうか。

土木室があって、建設とか水道とかということでやっているそうですけれども、3町の道路であれば、職員が今まで合材を使ってでも穴ぼこを修理していた。旧旭市の場合だとそういうことでないし、市道に編入になっていない道路については合材はやれないよと。砂でないと出せないよと。砂だと二・三か月でまた穴があくわけなんですよ。それを何回も繰り返してやったら、旧3町では職員が合材を買ってきて、ちょっと敷きつめたら、それで簡易舗装になると。そういうような方向をとっていたのにもかかわらず、旧旭市は合併しても、今もってそういうことはやらないんですが、それは3町できて、旧旭市ができないというのはどう考えてもおかしいと思うので、できれば助役とか財政課長に答弁を願いたいと思うのです。

けれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 委員は助役にといいことだったんですけれども、答弁させていただきます。

職員が穴を修理。現に旭の職員、我々もやっているんです。私自身もやっています。過去に旧市町の職員も同じようにやっていました。ただ、私道の話になりますと、どうしても自分たちでお願いしたい。でも、穴が1つ2つのところはやっちゃいましょうよ。でも、合材をやると切りがないわけですよ。だから、碎石だとか砂で埋め立ててもらって、あと、1つ穴があいたところは全体的に傷んでいますから、どうか市の補助金を使ってやってくださいという方針を立てていますので、これだけご理解をお願いしたいと思うんですけれども。

以上です。

○委員長（向後和夫） 議案の審査ですから、あの方はまだ後でゆっくりとひとつ。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、下水道課長より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 議案第3号につきまして補足説明を申し上げます。

金額的な内容につきましては本会議の方で説明しましたので、今回の提案の骨子を申し上げます。

下水道事業の特別会計の人件費につきましては、当初予算で見込んでおりました12名の職員より、この4月1日付で1名増員となった結果、今年度の人件費に不足が生ずる見込みでございますので、今回、補正をお願いするものでございます。

なお、従来は、毎年8月の人事院勧告及び10月の千葉県人事委員会の勧告を受けまして人件費補正予算を計上しておりますけれども、今年度は、民間との給与格差がないということで改定勧告がされておりましたので、人員増による補正のみとなったものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたら、お願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 先ほどもお伺いいたしましたが、1名増ということで今回説明があったわけでございますけれども、旧来の人員から1名増ということについては、考えられることは、仕事の量がふえたとかあるいは事務手続上の問題とかということが考えられるわけでありまして、今回、1名増になったということについてはどういう内容でありますか、お伺いいたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 1名増員の主な理由でございますけれども、供用開始の区域の拡大に伴います受益者負担金、使用料の賦課徴収及び滞納整理の事務量が増加していること、それと水洗化率、下水道への接続の向上を図るために増員していただいたものでございます。以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） その1名の増というのは、徴収を高めるためとかということで主な業務内容がありましたけれども、これは通常の職員の中から異動して1名ふえたものなのか、それともまた違ったケースでふえたものなのか、あるいは1名増にするときに、徴収だけは別に考えて、収納しやすいように、あるいは管理しやすいようにというような、職員の1名増に対する幅広い検討という中でどのような検討がされたのかどうか。言っている内容というのは、要は民間に委託をして、税の徴収みたく経験者をそこに据えるというようなことも含めての検討の内容がどうであったか。1名増は、他の職務をしていた方がこちらに配置をされたのかどうか。そういった検討の内容についてお伺いいたします。

以上です。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 職員1名の増についてでございますけれども、滞納整理を主に強化しようという目的で4月1日の人事異動のトータルの人員の中での増減で下水道課へ1名増員していただいたものでございます。昨年度の決算で初めて受益者負担金関係で不納欠損が生じたわけでございますので、極力その滞納整理を強化するという目的を主眼に1名増員したものでございます。

以上でございます。

すみません。答弁漏れがございました。県内の市町村の滞納整理の状況につきまして、実は今年の夏ごろアンケート調査をお願いしました。下水道事業実施の全市町村をお願いしまして、回答率100%得た中で、他の市の状況では、シルバー人材センターへ接続の普及促進あるいは徴収等の事務を委任しているところもあるやに伺っています。

現時点では、旭市の下水道の滞納整理関係につきましては、現有の職員の中で外部委託しないで進めようと考えておりますので、昼間、夜間も含めまして、昼間留守の方が多いものですから、主に夜間に出向いて行きまして徴収をしております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 業務内容が徴収という大きな枠組みの中でされるとすれば、今現在、国保税の関係とか税関係については、別個にそれぞれ1名配置をしていますよね。そういった方々に余力があるとすれば任せるということも検討の一つに値するのではないかと考えられるわけです。今回、専門的に職員を配置して、夜もその方が動くということは、ある意味では経費の面で大変な出費が重なるということ考えた場合には、シルバー人材センターの方々にお願いをして、税の徴収あるいは下水道の趣旨というものを十分理解して、その内容を住民の方に知らしめて理解をした上で税を納めていただくといったことを考えたときには、もっと選択肢があるのではないかというふうに考えるわけです。ですから、今はもう配置をしたということですから、十分様子を見てやっていただくことも必要ですけれども、全体的なことを考えたときに、旭市と考えた場合にはたまたま下水道ですから、税の徴収あるいは使用料の徴収ということ考えた場合には全体レベルでもいいわけですね。ですから、横のつながりを持つという位置づけからいたしましても、そういった検討がこれからは必要ではないかなというふうに思う一人です。ですから、経費の削減とか円滑な運営ということ考えた場合には、その点のところも十分に考慮していただいて、適正の人員の配置あるいは効率化の運営ということを念頭に置いて、助役、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（向後和夫） 助役。

○助役（重田雅行） ただいまお話ありました税の方の市民税、国保税で徴収員という形で配置しておりますが、そちらの職員の余力という面とか、さらにそちらに1人ふやしてあわせてやった方が効率的なのか、それとも他市で一部でやっていますシルバー人材への委託とかといったことが有利なのか。あと、今回の下水道課の場合は、主としては徴収ということで

ございますけれども、それだけではなくて水洗化率の向上といいますか、接続促進といったこともございますので、全体の仕事の配置の中で一番いい形がどうなのか、それは市役所全体として見ながら今後も検討していきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、助役が言われたように、その点が一番大事だと思っております。本会議の一般質問でもさせてもらいましたけれども、効率的な運営ということで、ただ、下水道課が抱えている問題とか、あるいは国保が抱えている問題とかということと同じテーブルに乗せて、関連するものであれば、有効的な人材が活動できて、その効果があらわれるようなシステムが非常に大切だというふうに思っております。ですから、その辺は助役のお考えですと、そのような検討もされるということなものですから、ぜひいい形で円滑な、そしてまた効率的な運用が図られますようお願いをしたいと思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号中の所管事項について、都市整備課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） では、7ページをお願いしたいと思います。

歳入の19款雑入の説明欄の契約保証保証金の2,593万円についてご説明させていただきます。

これはあさひ健康パーク整備工事につきまして、平成18年8月1日に株式会社石川組と工事契約を締結しまして工事を進めてまいりましたが、皆様ご承知のとおり、去る10月10日に倒産となったため工事契約解除を行いました。この結果、今までの工事の出来高を精査確認しましたところ、工事請負契約金額9,975万円の4%となる399万円でございます。前払いしてありました工事金額は2,992万円でございます。ですから、この工事の出来高の金額399万円を引いた2,593万円が過払いとなりました。この過払い分について、工事契約時におけます保証会社からの契約保証金の納入でございます。

それから、8ページをお願いいたします。

歳出の8款土木費、公園費の説明欄、あさひ健康パーク整備工事2,929万円についてご説明いたします。

これは先ほど申しあげました工事請負業者の倒産によりまして、この工事の請負契約の解除を行いました。再度、工事を発注するに当たりまして、倒産した工事請負業者に前払金で支出してございます。過払いとなった分が不足となりますので、その補充のために新たに過払い分の工事相当額2,593万円と、それから今回、地元から、海岸への通行の利用上もうちょっとよくしてくれという要望がございましたので、当初は来年度予定していたんですが、管理用道路の路盤工事費336万円をあわせて追加計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長の説明は終わりました。

議案第13号中の所管事項について、質疑がありましたら、お願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、2点ほどお伺いいたしますが、1つは、今回、ある会社が倒産したという、お名前が出ておりますけれども、事前に察知できるようなことがあったのかどうか。

もう1つは、予算ということからして、8ページにありますけれども、来年度の事業を地元の要望ということで336万円追加して事業を行うということで補正がされておりますけれども、議会でも議論されておりますが、このあさひ健康パーク整備事業の、いわゆるパークゴルフの一連の全体的な流れはわかるんですけども、設置をしたことによってどういったメリットがあるということとか、あるいは幾らかかって、今後、利用した場合に損失がどれだけ出るのかとか、あるいは利用をどのように考えているかという全体的なシミュレーションというのは一度も聞いたことがないんですよ。ですから、もうというよりも、本当は設置を考えたときにいろんなことを想定して、この事業を行うためにはこのぐらいお金がかかる、要するに投資がかかって、それを運営していくことによって人がこれだけ必要だ、管理費もこれだけ必要で、トータル的にどういってもこれだけ毎年毎年必要性がある予算を組まなければいけない、これでどうでしょうかということがどこかで議論されていないと本来まずいのではないかということが、恐らく他の議員からも指摘をされている内容だと思うのです。ですから、今回、地元の要求ということで整備をすることも含まれているということを考えますと、次々に必要性があることもプラスされていきます。そうなりますと、この事業は一体どうなるかということが不安で心配でならないということは私だけではないと思います。そういった意味で、財政基盤をどうするかということをしかりと計算をさせていただいて、その試算に基づく運営をしていくためにはどうしたらいいのか。今後、どのような問題を抱

えるのかどうかということも踏まえて、その解決策もあわせて検討していかなければならない事業ではないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

2点ほどお伺いします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） まず第1点目は、事前に察知ということなんですけれども、この倒産が10月10日なんですけれども、私ども、10月6日に初めてこの事実を知ったわけでございまして、その前に倒産の兆候とかは察知できませんでした。

それから、パークゴルフ場設置のメリットとか、今後の経費とかといったことなんですけれども、本会議の一般質問の中でもご説明申し上げましたとおり、今月初めに運営検討委員会を設置しました。これは庁内だけなんです、この前、私どもをぬきまして5課と申し上げましたが、庁内関係6課で十分検討しまして、運営から利用料金、今後どう利用促進を図っていくとか維持管理とかといったことについていろいろ検討しまして、その意見をまとめ上げまして、さらに各種団体の方、学識経験者といった外部の委員の方にご説明しまして、意見を求めて、これからの運営に関しましての事を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 1点目の方は、事実がわからなかったということでございますので、その辺は了解いたしました。

2点目の今後の対応ということでございまして、関係6課で話し合いをしていくというのが大前提で、12月から始まるということと、その後、外部の委員を交えながら学識者も含めて検討していくということなんですけれども、学識者というのはどういうふうに考えておりますか。というのは、経理面であれば公認会計士とかというのも必要でしょうし、一般的に学識者というのは、旭で言うと区長とか、何々団体の長とかという時代はもう終わったのではないかと思います。パークゴルフ場というのは北海道を初めとして全国的にいろいろ設置をされておりますし、ご苦労というのはわかりますので、そういったことの事情聴取というのは大事ですよ。それをどう受けとめられるかというための学識者というのはどういった方がいるかどうかということも十分吟味して欲しいしないと、ただ設置をします、ああそうですかと意見が余りなくて時間がずっと過ぎてしまうということは余りよくないことです。庁内でもそういった意味では6課がいいか何課がいいかということは別にしても、本当に真剣に考えていくようなシステムをつくらないと、時間が過ぎていって、平成19年には供用開始の

ところまで行ってしまったんでは遅いわけですね。ですから、その辺のところについては、どういった方がどのようにというスケジュールも含めて、どんなことを検討しなければいけないのかというのはもう既にわかっているでしょうから、その辺は効果のねらいとか、どういった方をそこに据えるかということも十分に考えていただいて、真剣な議論ができるように、しかも、それがパークゴルフ場ができてよかったと言われるような体制を構築していただかないとまずいなというふうに思っている一人です。

助役もおられますけれども、その点、入り口が必要なもので。本当はもっと早目にそういったことを構築して検討をして、現在こうなりますよというのが一番よかったでしょうけれども、それは過ぎたことですからしょうがありませんが、今後の対応としては時間が限られていますので、情報は十分収集していただいて、専門家筋にこれをただお願いするというのではなくて、パークゴルフ場で今問題となっていること、あるいはよい点——この事業というのは、パークゴルフに来てくれるということは余りないと思うんです。何かの目的で来て、パークゴルフ場を利用するという方もいるでしょうし、そういったことを考えたときには観光資源が周りにあるかということも考えていかななくてはいけないし、旭は銚子から見れば通過点ということもありますし、パークゴルフができたから旭だけの人が使っていたのではどうしようもないわけです。ですから、交流人口ということも含めての考え方が必要だと思いますので、その辺のところの基本的な考え方についてももう一度お伺いしたいと思います。できれば、助役がおられますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後和夫） 助役。

○助役（重田雅行） 基本的な考え方として、この健康パーク事業につきましては、公園の整備ということで市の方としては考えております。市民の健康増進ということを第一に置いておりまして、そういう意味でいわゆる収支均衡するような事業としての計画ということでは考えておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

そういった中で、先ほど都市整備課長からご答弁申し上げましたように、今後検討する中では、いかにして市民の方に多く利用していただくかといった面、その中では利用料はどうしたらいいのかとかといったことを検討していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 学識経験者の件でございますが、これは一般市民です。いろいろな団体の会長とか、長を務めている方以外の方をお願いする予定でございます。

それから、地元から要望があつて工事をということで、それがまた追加になったということなんですけれども、これは全体工事費の中の部分でございまして、当初19年の予定だったんです。地元説明会もやりまして、そういった意見はなかったんですが、要は路盤工事なんですけれども、管理用道路は4.5mから5.5mなんです、路床までの工事で手戻りがないよというということで計画し、始めました。そうしましたら地元の方から、雨が降ったとか通行上、4トン車とか水産加工の車も通るときもありますから砕石を入れていた方がいいのではないかとということで、そうしましょうということで入れたわけございまして、これは本来ならば、来年度19年度に行った方が、砕石やって、舗装をやった方が手戻りがないんです。ですから、当初、そういう計画をしまして、ご説明したんですが、こういうふうに変更になりました。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、助役の答弁の中で基本的な話を伺いましたけれども、学識経験者をに入れて検討するということについては、今のお話ですと、ある意味では利用促進ということに聞こえたわけですね。利用促進のために学識者を入れて、市民の方々にどう有効的に使ってもらおうかといったように聞こえております。パークゴルフ場全体のことを考えたときに、経費がどうかとかということについての専門的な部分というのは、庁内の方と専門的な方を入れて、今後どうしたらいいかどうかということも検討が必要だと思います。そういった意味で、私は、学識経験者はそういった方を入れた方がいいだろうというふうに申し上げたものですから、二面性があると思うので、それは十分把握していただいて、必要なところにそういった方々の検討する場所をつくれるようにぜひお願いしたいと思います。要望です。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに。

平野委員。

○委員（平野忠作） 私は、8日の一般質問でこのパークゴルフ場の件についていろいろお聞きしたんですけれども、その中で経費が年間1,500万円くらいという課長の答弁があったと思います。この詳細といいますか、フロントに何人くらいとかメンテナンスに何人くらいというのが、わかるだけでも結構ですので、概略でもご説明してもらおうとありがたいんですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 1,500万円の概略的な内訳でございますけれども、一番かかりますのが芝生とか樹木の維持管理費でございます。これが約700万円です。これは剪定とか施肥とか薬剤防除とかございます。それから、施設管理費です。これはコースの清掃とかコース内に散らかっているごみとかを日常的に管理する費用でございます。それから受付業務です。そういったものを含みまして約500万円。その他の経費として光熱水費とか修繕料とか需用費が約300万円。トータルしまして約1,500万円ということで現在考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 平野委員。

○委員（平野忠作） そうしますと、これは人数的には何名くらいの予定でしょうか。予算が出ているということは、それに対する人間の配置というのが当然あり得ると思うんですけども、そこらはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 管理の方、受付業務、窓口業務はパートを2名程度考えてございます。この方々にコース内の清掃とかごみ拾いとか日常的な管理を兼ねてやっていただいた方がよろしいかなと思っています。常に受付にいる必要はございません。お客さんが来ましたら、ベルを押しもらって飛んでくれば対応できます。そういう方法で考えております。

○委員長（向後和夫） 滑川委員。

○委員（滑川公英） パークゴルフ場のことですが、一般質問ではなくて6月か9月にシミュレーションを出してくれと。公式な場でなくて、課長からは1,500万円くらいの経費がかかりますよということを伺っておりますけれども、もう既にそれから3か月ないし6か月たっているわけです。それでまだこれから委員会をつくると言っているのは、再来年の4月からオープンすると言っている割には、事務局としては相当遅いのではないかと。泥棒をつかまえて縄をなっているに近いんじゃないかと。なおかつ、市中のパークゴルフをやる人口についても今回の議会答弁の中でも、これからグラウンドゴルフをやっている方にパークゴルフをやってもらおうと。要するにこれから市民の人口を広げると。だから、簡単に言うと、市民の健康といっても、今、どれだけパークゴルフをやる人口があるのかもほとんど把握しないで、ただこれは健康センターと簡保の宿のためにスタートした事業だということを最初から言っていますから、であれば、先ほど助役が答えたように公園整備じゃないんじゃないか。簡保の宿のための施設の一環じゃないか。簡保の宿も、私の持論ですけども、何年かしたら必ず民営化するわけですね。私もいろいろ発言したことがありますけれども、行政は一私企業

なんかには応援はできないというようなことは議会の中でも答弁しているので、それと今言っていることというのは、もう将来的に民営化することがわかっていてやるわけですから、本当にこれが市民の健康のためであれば、パークゴルフの人口を把握して、なおかつ来てもらうような努力は既にしていなくちゃだめなのに、まだこれから委員会を立ち上げるということは、どう考えても遅いんじゃないかと。平均して行政というのは民間から比べるとすごい遅いところがあるので、その辺は市民も相当不満に思っているんですよね。その辺をもうちょっとわかりやすく地域にオープンに早く情報を流していただきたいと思うので、ぜひ助役のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 助役。

○助役（重田雅行） 準備といった面が遅いということは我々としても心していきたいと思っております。

ただ、このパークゴルフにつきましては、現実はまだそんなに普及されているものではないので、ものをつくってあわせてPRというところも非常に多うございますので、市内に現実にやっておられる方というのは非常に数少ないわけですから、ゲートボールとかグラウンドゴルフをやっている方等にどんどん他の施設で見てほしいというようなことも含めましてPRさせていただいて、そういった方々を組織化して市民に広げていくということを今検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありませんか。

嶋田委員。

○委員（嶋田哲純） 1つお聞きしますが、10月10日に倒産をしたということでございますが、その際、うちの方にも委員長がおりますので、委員長にもご報告があったでしょうか。

○委員長（向後和夫） ありました。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第13号中の所管事項の質疑を終わります。
以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成18年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任を願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

では、11時20分まで休憩をとります。

休憩 午前11時 6分

再開 午前11時20分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） それでは、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の報告を3件申し上げます。

1点目は、旭市勤労青少年ホームの廃止についてということで、これにつきましては9月議会において廃止の条例の承認をいただいたものでございますが、その後の経過報告をいたします。

10月13日に勤労青少年ホームの解体工事の契約が締結されております。現在、12月25日完了予定で解体工事が進められているところでございます。

なお、この施設につきましては、国及び県からそれぞれ補助金を受けて建設したものでございますので、耐用年数経過前の解体ということになりますので補助金の返還ということになります。国の算出基準によりますと、補助金の返還額につきましては、廃止日現在の残存価格から解体工事費、今回契約いたしました解体工事費を差し引いた額に国・県それぞれの補助負担率を乗じた額が返還額になります。耐用年数が50年ということになっておりますので、現在、31年6か月の経過ということになりますので、残存価格につきましては2,151万円というふうになります。

今回の解体費用につきましては1,968万5,000円ですので、残存価格として残る額につきましては182万5,000円ということになります。その182万5,000円にそれぞれの国・県の負担率という部分になるわけですが、この負担率につきましては建設費に対するそれぞれの補助金の割合ということになりまして、国の負担率については0.083、県の負担率につきましては0.389ということになりまして、それぞれ残存価格に掛けますと、国への返還額は15万2,000円、県への返還額については71万円、トータルで86万2,000円が予定されているところでございます。細部につきましては、今、厚生労働省と協議中でございます。

2点目ですが、プレミアム付き商品券の発行事業について申し上げます。

これにつきましては、今回の政務報告でも説明してございますが、改めて状況等を説明したいと思っております。

プレミアム付き商品券の発行事業につきましては、商工会並びに商業振興連合会より、まちおこし、まちづくり事業の一環として、また、旭市商業の振興の活性化を図るということを目的に要望がありまして実施したものでございます。

このプレミアム商品券、11月26日に市内全域を対象に、販売所5か所で5,000セット、1セット1万円にプレミアム分1,000円をつけまして1万1,000円を1万円で販売しております。1人5セットまでの限定ということで発売してございます。これも盛況のうちに完売をいたしました。

発売の5か所ですが、旭地区は商工会館で発売しまして、2,557セット、購入した人は533人、干潟駅前が569セット、116人、飯岡地区につきましては774セット、166人、海上地区は700セットで147人、干潟地区は400セットで82人ということで、合計5,000セット、1,044人の方が購入をされたことになります。

これに伴いまして取り扱いの加盟店でございますが、496店舗というふうになっております。内訳につきましては、旭地区は304店舗、飯岡地区は71店舗、海上地区は55店舗、干潟地区が66店舗というふうになっております。

最後に、旭市地域職業相談室の運営状況ということでお話ししたいと思います。

商工観光課の事務室の隣にございます旭市地域職業相談室は、旧旭市高齢者パートタイマー職業相談室にかわりまして、県下3番目の地域職業相談室として今年の7月3日に開設されたものでございます。現在、国の職業相談員3名の体制で業務を行っております。今まではペーパーによる職業相談という部分でございましたが、地域職業相談室につきましては、パソコン端末による求人情報の自己検索システムを導入して実施しております。これにつきましては、市民の利便性はもとより近隣市町の利便性についても寄与しているところでございます。

利用状況でございますが、11月末現在、7月から開設しましたので5か月間になりますが、利用者は5,878人、1か月当たり1,200人という大勢の方が決まりました。そのうちの就職者につきましては、396人が就職をしてございます。1か月当たり80人ということになります。そのうちの旭市在住の方の就職につきましては293人ということで、全体396人の就職者のうちの74%は旭市在住の方ということでございます。また、就職先につきましては、多くは旭市内の企業ということになっております。

また、匝瑳市につきましては、高齢者パートタイマーという職業相談室がございますが、これにつきましても平成19年3月に廃止が予定されております。そういうことから、今後ま

すます旭市地域職業相談室を利用の方がふえていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産課の方から、先ほどいろいろご審議いただきましたけれども、農地・水・環境保全向上対策につきましてご報告をさせていただきます。

経過報告ということで、それぞれ議員のお手元には議長あてに報告させていただいたものをお配りさせていただいてあります。この中身は省略させていただきます。実は、先ほど委員からありましたように、この事業はやり方によってはちょっとおかしい方向へ行っちゃうと大変だよと。我々も理解しております。今いろんな意味で、集落で草刈りあるいは道の管理等をされております。それに対して単に補助金を交付するということを考えないで、我々としては、今、混住化ということで農家でない方が集落にふえてきて、その方々にも土地改良財産を維持管理していただくような仕事に加わっていただく。そういうことで非農家と農家が一堂にいろんなことをすることによって農業というのほうまく回転していくのかなと。これから例えば風が多く吹いて砂ぼこりがしてしょうがないとかという苦情が非農家から出ます。そこが、そういう作業を通じて農家と非農家がいろいろ話し合いの土俵があれば、そういう問題は表に出ないで、内輪の中で話し合いの中でうまいぐあいに地域が回転するのかなと。そういう一つの事業としてもこの事業に取り組んでみたい。

あわせて、子供たちにもいろんな面で環境調査等に参加していただいて、子供のときからいろんな教育の中で地域を大切にさせていただく。そういう活動につきましても、この事業は支援をすることになっております。

もう一つ、この事業の大きな特徴は、環境にやさしい農業への支援ということで、集落ぐるみで農地・水・環境保全向上対策をやった場合に、2階建ての部分ということで集落全体で、例えば化学肥料や化学農薬を5割以上減らすような運動をやる。あるいはエコファーマーの認定を受ける。そういう一定の要件を受けますと国と地方で支援をするということになっております。19年から、お米ですと10アール当たり6,000円という単価が支援されることになっております。こういう部分につきましても、今、国の方では有機農業推進法等も実施をしようということで考えております。そういった中で農業の一つの支援策ということで考えておられる集落もでございます。そういうことで農業振興の一助ということで、この事業につきましては今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） ほかに。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 建設課から3点報告します。

まず1点目です。東京ガスが千葉市から鹿島にガスのパイプラインを入れるという計画がございます。これは9月議会で日下議員から質問がありまして、市長が、市の方にあいさつが来たら後で報告するという約束になっていたものでございますので、まず、この委員会で報告したいと思います。

これから申請がある。申請があるというのは、道路の下にパイプラインを引きますから道路占用の申請がある予定です。

市の窓口です。9月議会の一般質問では、確か農水産課長が答えたはずですが、今度は市の窓口は建設課。道路占用許可というものがありますので、建設課で行うこととしたいと思います。

概要につきまして、パンフレットが配られているはずですので、見ていただきたいと思います。「環境にやさしいエネルギーでより豊かな生活を―千葉～鹿島ライン計画概要―」です。この船の絵から説明したいと思います。インドネシアの方が今は多いのだそうです。インドネシアの方からガスを船で運んでくる。マイナス162度にして、液化天然ガスにして船で運んでくるということのようです。

めくってもらいますと「はじめに」というのは、東京ガスの宣伝ですので省略させていただきます。

真ん中辺「『千葉～鹿島ライン』建設の目的」ということで、簡単に言えば、西部の方、都会の方はガスは道路の下にいっぱいありますけれども、千葉県の東の方、茨城の東の方にはこういうラインがないもので延ばしたいということのようです。なおかつ、工業団地だとか臨海工業地帯がありますので、引きたいということです。

右のページで、千葉～鹿島ラインは約80キロ。これを引いてくるというような予定です。

左のページの一番下「建設概要」を見ていただきたいと思いますが、工事区間は、千葉市から神栖市になります。延長は約80キロ。管の太さは約60センチということです。材質は鋼管です。圧力は70気圧ということです。工事期間は2006年になっていますけれども、この我が旭市に来るのは、再来年、20年度から工事に入りたいという予定ですので、その前に申請があってという手続になるわけでありまして。

それと、一番後ろのページの「主な建設仕様」に道路の中に潜った管の図面があります。

こういった形になるわけです。土かぶりがどのくらいあって、掘削幅がどのくらいあってということですよ。

ガスの比重というのは軽い。0.6といました。そういった形で軽いもので、もし漏れても上に行くというような性質があるようです。

あとは省略させていただきたいと思います。

続いて、パンフレットに図面が2枚ついているはずですよ。まず、千葉～鹿島ラインの千葉県地図が載っている図面を見ていただきたいと思います。

始点はあくまでも千葉市ですよ。終点が神栖、鹿島というところに向かっていくわけですよ。ルートはこのようになっています。このルートを選んだという説明がありましたので、簡単に説明申し上げます。

そのルートにつきましては、公の道の下に設置できる、最短の距離である、特殊な箇所、例えば鉄道だとか大きな川だとかがない。一定の道路幅が確保できる。道路幅が確保できるということは、日常のパトロールをしなければいけませんので、そういった意味でのある程度の道幅が確保できている。それから、赤いラインのところを見てもらいますと、工業団地が適当なところにありますので、その辺のところもねらいを定めているというようなものがあります。

この図面は終わりにしまして、もう1枚図面がありますけれども、旭市の地区がわかる図面ですよ。具体的にこの図面を見てもらいますと、赤いラインがガスのパイプラインが入っていくラインですよ。一番左側の方は匝瑳の大寺のあたりですよ。大規模農道を走ってくるわけですよ。大規模農道を走ってきまして、旭に入りまして右カーブして秋田川沿いに来て、信号のところを万力と入野、そして夏目に向かう農道の下を通すという計画であります。これが今示されているルートであります。何度も言いますけれども、正式にはこれから上がってくるところで、工事は20年度の農閑期をねらって工事をするようです。

東京ガスの関係は以上であります。

2番目に中央病院のアクセス道。これは特に南北線なんですけれども、図面を見ていただきたいと思います。現地に入りまして測量に入りたいものですから、測量に入る前に委員に見ていただきたいと思っております。

(中央病院アクセス道について、図面により説明する)

○委員長(向後和夫) ほかに所管事項の報告のある課長は。

(発言する人なし)

○委員長（向後和夫） 特にないようでございますので、所管事項の報告ではありますが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いをしたいと思います。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 道路のこともありますが、神子委員が言われましたように、徴収員の効率化ということになれば……

○委員長（向後和夫） 滑川委員、所管事項についての。

○委員（滑川公英） 所管事項ですか。では、ありません。

○委員長（向後和夫） 神子委員。

○委員（神子 功） 3月まであと間もなくということで、今、平成19年度のヒアリング等を行っていると思うんですけれども、18年度についてはあと約3か月を残して終了するというので、既に予算の概要の中に主要事業が載せられております。時間等の関係もありますので、主要事業については、今、どの辺の進捗を見ているのか。また、問題点があるのかどうか。特に、いつも話が出ますように、建設課については入札という問題がありますし、そういった意味では全体的に見て進捗がどうなっているのか。あと、ほかの課についても、主要事業については見通しとしてはどうなのか。簡単で結構ですから、方向づけについてお伺いしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 主要事業の進捗状況ということで、建設課がいつも言われている工事の状況です。建設課の工事は、市長の政務報告でも51件という件数がありました。その内訳も述べました。でも、もう少し細かく、パーセントで述べたいと思います。道路維持補修工事と新設改良工事と交通安全整備工事の3つに分けてパーセントでお答えしたいと思います。まず、道路維持補修工事は、執行は89.3%であります。道路新設改良工事につきましては73.7%です。交通安全の施設整備工事につきましては83%ということで、まあまあいい状況ではいっているのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農水産関係につきまして報告をさせていただきます。

農水産課につきましては、土地改良事業が一番大きいわけですが、事業の実施は、収穫後の発注というようなことで、現在、スムーズに来年3月の完了をめどにいろんな面で進めております。特に農道事業等もそのような予定で進めております。

ただ、土地改良事業の中で新しい風というのですか、市内の中で谷丁場地先、広域農道の南側でございますけれども、干潟地域の萬力2期ということで土地改良事業を約100町歩ほど、来年の4月採択に向かって進んでおります。そういったいろんな声を聞いた中で、旧旭地区の谷丁場地先でぜひ土地改良事業をやりたいということで現在進んでおります。これは地元の農家の方が意欲がありまして、ぜひ土地改良事業をしながら地域の農業を変えてみたいと。土地改良事業を機に施設園芸を拡大したいとか意欲のある方が多くいるということで、新しい風が吹いてきているということで、飯岡西部とあわせまして、そこにつきましてもこれから推進していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 最初に、公園事業から申し上げます。

皆さんに大変ご心配をおかけしました先ほどのパークゴルフ場は、倒産というハプニングがございまして1か月ほどのおくれが生じましたけれども、今現在、全力を挙げまして来年3月20日の工期内完成を目指しているところでございます。芝張り工事とか植栽工事も発注しまして、工事の方は順調にいく予定でございます。

それから、袋公園でございますけれども、今年予定していましたがじゃぶじゃぶ池の設置、トイレ等の設置は、工事を発注しまして、年度内には完成する予定で順調に進んでおります。

それから、文化の杜公園、今年度2万平米の用地の取得を目指しておりまして、これもほぼ順調にいくと思っております。

それから、街路事業ですと旭駅前線につきましては、一般質問でもございましたけれども、約65%の進捗率で、平成21年の完成目指して順調に進んでいると思っております。

もう1本の街路事業、谷丁場遊正線でございますが、これはこれから地権者と交渉が進む予定でございまして、年度末には進捗率がかなりよくなると思っております。今年度予定しております用地取得はできるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 下水道課からでございますけれども、今年度の主要事業、工事の執行状況についてご報告いたします。

今年度予定しております事業につきましては、東町、網戸地先の幹線管渠工事と4.2ヘクタールの面整備工事であります。いずれにしましても、6月から9月にかけて、すべて

発注済みでございます。幹線管渠工事ですけれども、区間は坂本学園から諸橋元中央病院の院長宅の付近まででございます。推進工事でございますので、千葉県下水道公社へ委託しております。面整備工事につきましては、3工区で発注済みでございます。いずれにしましても3月末の工期内完成で現在鋭意工事中でございます。

最後になりますけれども、昨年度工事を行いました二の袋地区におけます道路の舗装の本復旧工事につきましては、12月8日に工期内完成しております。

いずれにしましても、下水道課発注予定でございました工事等につきましては、ほとんど発注済みとなっております。

以上です。

○委員長（向後和夫） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） 農業委員会でございますけれども、農地の移動についてご報告申し上げます。

上半期9月末まででございますけれども、農地法第3条、農地の所有権移転で85件、面積で40ヘクタールでございます。それから、農地法第4条、自己所有農地を農地以外にする転用が4件で、0.3ヘクタールでございます。それから、農地法第5条、農地以外にするということによって所有権の移転が伴うものでございますけれども、77件、面積で5ヘクタール。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、特にならぬようございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫

文教福祉常任委員会

平成18年12月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 議案第10号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第13号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

- 陳情第 9 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情
- 陳情第10号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情
- 陳情第11号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情
- 陳情第12号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	林 一 雄	副委員長	柴 田 徹 也
委員	林 正一郎	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	伊 藤 保		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 高 木 武 雄

説明のため出席した者（25名）

教 育 長	米 本 弥 榮 子	環 境 課 長	小 長 谷 博
保 險 年 金 課 長	増 田 富 雄	健 康 管 理 課 長	浪 川 敏 夫
社 会 福 祉 課 幹 事	加 瀬 恭 史	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学 校 教 育 課 長	多 田 清 司
生 涯 学 習 課 長	花 香 寛 源		
そ の 他 担 当 員 職	16名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 1分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日はお忙しい中、また足元の悪いところ大変ご苦労さまでございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところあと2週間足らずとなり、旭市でも8日から光の祭典としてスターライトファンタジーも開催され、各地にもイルミネーションで飾りつけた家庭もあります。大変目を楽しませていただいております。

こうした時期、朝、夕も気温も大分低くなり、天候不順が続いておりますが、皆様方には体温調整に注意をさせていただきたいと思っております。

今回、付託されました議案は5議案と陳情4件でございます。執行部の皆様方には、質疑に対し明快な答弁をお願いいたします。また、委員の皆様には慎重にご審議をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

着席をさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、高木副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（高木武雄） おはようございます。

年末の何かとお忙しい中、文教福祉常任委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本日、付託されました補正予算を含む5議案と陳情4件の審査をいただくことになっております。数多くの案件でございますが、十分なる審議のほどよろしくをお願いいたしたいと思っております。

また、12月定例会も残すところあと1日となりました。20日の最終日には、皆様方のご協力をいただきまして、議事運営がスムーズに進みますようよろしくご協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさつにかえさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表し、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

12月も半ばを過ぎまして、いよいよ押し詰まってまいりました。本当に時のたつのを早い
のを感じております。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表してごあいさつを申
し上げます。

文教福祉常任委員会の委員各位におかれましては、日ごろから市民生活にかかわりの深い
文教福祉の所管事項について大変ご指導、ご支援をいただいておりますことに感謝申し上げ
ます。

本日は、議会より付託されました5議案、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第
10号、議案第13号と陳情第9号、第10号、第11号、第12号の4件について審査、調査してい
ただくことになっております。

質疑に関しましては、誠実にお答えすることをお誓い申し上げまして、ごあいさつといた
します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2
号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第8号、千葉県後
期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第10号、東総衛生組合規約の一部
を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号、専決処分の承認についてのうち
本委員会所管事項についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願
いをいたします。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 平成18年度旭市一般会計補正予算について、社会福祉課所管の部分について補足説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

11ページをお開き願います。

11ページの一番上の国庫支出金、1目1節の社会福祉費国庫負担金314万7,000円は、身体障害者の車いすや義足等の補装具の給付金に対しまして、その2分の1が国から支給されるものであります。

次に、同じページの一番下にあります県支出金、2目1節の社会福祉費県補助金247万円は、重度心身障害者（児）の医療費の自己負担分を市が扶助費として支給しておりますが、その2分の1を県から助成されるものであります。

次の12ページをお願いします。一番下の欄にあります寄附金、2目1節の社会福祉費寄附金45万円は、旭銀座通りのマルシンかばん店の新行内正夫様からの寄附金です。45年間お店をやっていたということで、このたびお店を閉店することになりまして、その45年間にかけ45万円の寄附ということでございました。

次に、歳出について申し上げます。

17ページをお願いいたします。

一番下の欄にあります民生費、1目18節備品購入費45万円ですが、先ほど説明いたしました新行内正夫様からの寄附金でございます。機械器具費に充てるものでございます。新行内さんは、あさひ健康福祉センターに通っておりまして、寄附するに当たり、トレーニング機器を購入してほしいとのことでありまして、寄附者の意向に沿って支出するものであります。なお、トレーニング機器の種類につきましては、トレーナー等と協議の上決定したいと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。

2目の障害福祉費、20節扶助費、説明欄1の中重度心身障害者（児）医療費助成事業133万円ですが、17年度実績で対象者が55名であったために18年度は62名と推計して、事業費を494万1,000円と見込みましたが、4月から9月の半年間で人数103名、事業費で301万1,000円でした。冬場の医療費の伸びを勘案いたしまして、決算見込み額を627万1,000円と修正し、不足額133万円の補正をお願いするものであります。

次に、説明欄の2、重度心身障害者（児）医療費助成事業494万1,000円ですが、18年度の対象者を600名と推計し、事業費を9,124万8,000円と見込みましたが、やはり4月から9月

の半年間で人数は486名でしたが、事業費が4,617万7,000円でした。これは、保険法の改正によりまして、自己負担額がふえたために伸びたものと思われます。やはり冬場の医療費の伸びを勘案いたしまして、決算見込み額を9,618万9,000円と修正し、不足額494万1,000円の補正をお願いするものであります。なお、これにつきましては県から2分の1の補助がございます。

次に、説明欄の3ですが、身体障害者（児）補装具給付等事業690万6,000円ですが、給付金につきましては、18年度の対象者数を320名と推計し、事業費を1,685万7,000円と見込みました。

ストマー等が日常生活用具となったため、その分302万5,000円を差し引いて1,356万2,000円です。これは9月補正でお願いしているんですが、4月から9月の半年間で予定額も含めますと、事業費が1,575万5,000円となりまして、不足を生じておりますので、決算見込み額を1,985万4,000円と修正して、不足額629万2,000円の補正をお願いするものであります。なお、これにつきましては国から2分の1の補助がございます。

次に、助成金61万4,000円ですが、自己負担額の2分の1を市が助成するもので、事業費の増加に伴いましてあわせて補正するものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

一番下の欄の4目保育所費、説明欄の2ですけれども保育所運営費、4の共済費108万7,000円は、産休代替保育士4名、調理員3名の社会保険料等が必要となったために計上するものです。なお、この共済費は、その上の欄の職員給与費の4の共済費マイナス180万4,000円と相殺となりますので、保育所全体としてはマイナスの71万7,000円となります。

次に、11の需用費170万円は、公立保育所15か所の燃料費でありまして、単価の高騰に加えて冬期の使用料の増加を見込みまして、補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第1号につきまして、高齢者福祉課所管分の説明をさせていただきます。

まず、最初に12ページをお願いしたいと思います。

歳入の方ですが、一番上の民生費県補助金、2節老人福祉費県補助金ですね。これは、在宅介護支援センターの補助金の方が減額になりまして、今回628万1,000円の補正をさせていただくものです。減額の方ですが、1番の方の基幹型、これが改正前ですと基準額1,430万

円であったものが、地域型と同じ基準額に変わりまして330万円。2番の地域型の方ですが、改正前は277万5,000円でありましたのが、こちらは増額になりまして330万円ということで1番の方は825万円の減額、2番の方は196万9,000円の増額というふうになったものでございます。参考までに、地域型の委託先につきましては5か所委託してあります。

続きまして、その下の13ページの19諸収入です。

諸収入の1番、配食サービス利用収入220万5,000円の減額ですが、これは、地域支援事業の方に一般会計の方から本事業を全部振りかえるといったことに伴いまして、歳入の方も介護会計の方に振りかえるための減額です。

20ページをお願いします。

説明欄の1番の一番上です。在宅介護支援センター運営事業で262万5,000円。この増額は、先ほど地域型の基準額が増額になったことに伴いまして、1か所当たり52万5,000円の増の5か所分ということになります。

2番の配食サービス事業、これは先ほど申し上げましたとおり、本事業を地域支援事業、介護会計の方に振りかえますので全額減額になっています。

3番の家族介護用品給付事業、これも同様にして地域支援事業の方に振りかえるんですが、実は、議案第2号でご説明いたしますが、地域支援事業の枠という限度額というのがあります。この事業で調整しまして実際は介護会計の方に761万円ここで減額しますが、当初予算、本事業が1,211万8,000円がありましたので、一般会計の方で450万8,000円の事業を行うということで、この事業につきましては、一般会計と介護会計と両方にまたがって実施するということになります。

続きまして、その下3目の介護保険費の説明欄2番ですね、介護保険事業特別会計繰出金216万円の増額ですが、同じように地域支援事業に伴う市の繰出金負担分ということになります。負担率につきましては、事業の種類によって若干違いますが12.5%と20.25%分を市の負担ということで繰り出すものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんか。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、議案第1号の健康管理課所管にかかわる補足説明を申し上げます。

22ページでございます。

衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の2番の海上健康増進センター管理費の需用費157万5,000円の補正でございますけれども、実は健康増進センターの温水プールについて、そこは電力で加温をしているところでございますけれども、先月、その部分で故障がございまして、それについては熱交換器の修繕をして現在稼働しているところでございますけれども、その原因がさびが出ているということでございまして、場合によっては配管の修繕等が必要になることもあるということから、今回補正をお願いするということでございます。

次に、3目の母子保健費でございますけれども、乳幼児医療費助成事業でございまして、扶助費で360万の補正をお願いするところでございます。これにつきましては、市の事業といたしまして小学校就学前の乳幼児の医療費につきまして、2歳までについては通院、入院とも基本的に全額無料、3歳から就学前までは1週間以上の入院をした者について支援をしていたというところでございますけれども、千葉県の制度は、千葉県の2分の1の支援を受けて実施している制度でございますけれども、千葉県が8月から3歳以上の入院について、初日から対象にするということになりまして、旭市においてもその同じ条件で支援をしようということで8月から3歳以上、就学前までの入院について、初日からその支援の対象にするということから、1か月当たり60万円程度の不足が見込まれるということで、その半年分の360万円を今回補正をお願いしたいということでございます。

これにつきましては、2分の1が千葉県からの支援でございまして、12ページに衛生費県補助金ということで180万円の歳入も予定しているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（林 一雄） ほかに説明。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第1号中、保険年金課所管分につきまして補足説明申し上げます。

予算書の19ページの一番下をごらんください。

広域連合負担金についてでございますけれども、この関係につきましては、議案第8号でも上程してございますが、医療制度改革に伴いまして、平成20年度から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に切りかわり、その主体となります実施者も各市町村から県下56市町村で構成する広域連合に移ることになっております。つきましては、その準備のための広域連合設立準備委員会がこの9月1日に発足し、それに従事する職員の人件費等が既にかかっております。また、来年1月からは正式に広域連合の設立を予定していることから、それら

の経費につきまして、市町村人口割75歳以上の高齢者人口割等で算定しました負担金を56市町村で分担すべく今回計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、議案第1号の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思えます。

ここでは、小・中学校の管理費の主な内容についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、30ページでございますけれども、説明欄4番の小学校施設改修事業、12節役務費の手数料199万5,000円でございますが、これにつきましては、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、この3校の耐震診断の判定協会への判定手数料でございます。それから、13節の委託料でございますけれども、1,386万2,000円でございますが、これも同じく中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、この3校の耐震補強工事とそれから大規模改造工事を19年度に実施していくために今回、実施設計の補正をお願いするものでございます。

なお、この委託費につきましては、9月に補正をさせていただきました18年度で前倒しをして工事を実施していく共和小を初めとする4小学校の実施設計費の不用額、これらを差し引いて計上をさせていただきました。それから、15節の工事請負費の校舎等改修工事457万9,000円でございますが、これにつきましては、矢指小のスロープ工事、それから鶴巻小の3階に洋式トイレの便座を設置するということと、それから三川小学校の特別支援教室が増ということになりますので、保健室の移動に伴います部分改修が必要となりますので、これらの3小学校の工事費を計上させていただいております。

続きまして、31ページの説明欄1の中学校施設改修事業703万7,000円でございますが、これは19年度に一中の教室棟の耐震補強工事を実施していくために18年度から実施設計の委託費ほかを計上させていただいております。それから、説明欄2でございますが、第二中学校の改築事業、13節の委託料3,364万5,000円でございますが、これは、体育館の改築に続きまして、19年度から北校舎と南校舎の改築工事を引き続き実施していくために、今回実施設計をするための委託費でございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきたい
と思います。

ページ数30ページ。説明欄でございますけれども、小学校保健管理費、需用費の部分で47
万9,000円と計上させていただきました。これは、今現在は小学生の全児童が防犯ブザーを
持っているんですけれども、これは新入学児童用の防犯ブザーということで予算を計上させ
ていただきました。

続きまして、15の工事請負費でございますが、今まで旭地区、飯岡地区につきましては、
すべて設置してあったわけですが、海上地区、干潟地区につきましては、未設置でござ
いました。当初は、海上地区1校、干潟地区1校ということで3年計画で進めておたわ
けですが、今回、児童の安全確保のためにも早急な設置がよろしいのかなと思いまし
て、補正で予算をいただければということで嚶鳴小学校、滝郷小学校、萬歳小学校、古城小
学校の追加分でございます。

続きまして、34ページ説明欄でございますけれども、第1学校給食センター、それから第
2学校給食センター、第3学校給食センターの分でございますが、実は10月6日の大雨洪水
警報発令におきまして被害が出たものが主な理由でございます。

第1給食センターにつきましては、防虫ガードやフィルターが歪曲しまして、一部破損し
ましたので、それを改修するためのものがございます。それから第2給食センターについま
しては、ルーフファンが強風により飛ばされまして、それを改修するものがございます。同
じく第3給食センターの方も壁等がやはりはがれまして、その修繕料ということで計上させ
ていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

14ページ、総務費の7の企画費、これについては所管の予算科目ではありませんが、企画
費の1、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の中の委託料、大原幽学記念館映像音響ソフト
作成委託料、それと15の工事請負費、大原幽学記念館映像音響機器設置工事につきまして、
生涯学習課の所管でありますので、説明させていただきます。

まず、大原幽学記念館映像音響機器設置工事ですが、大原幽学記念館の入り口を入
りまして、正面にあります大型映像機器が故障しまして、修理を検討しましたが設置後10年
を経過しまして、部分修理も難しいことから今回県の補助事業によりまして、DVDの再生

機とモニターを新規に設置するものであります。それと、委託料の大原幽学記念館映像音響ソフト作成委託料につきましては、機器の新設に伴いまして、旧干潟町の説明用の画像ソフトを旭市に部分修正することとDVD対応のソフトとするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

何かございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 加瀬主幹が説明していただいた11ページ、身体障害者用の補装具負担金とありますが、車いす、補装具ですが、これは収入に関係なく補助金が、例えば補装具とかをやる場合に出るものなんですか。あとページごとでお願いします。

それと18ページですか、説明欄の1、中度心身障害者医療費助成金ですが、17年度が55名、18年度が62名。ですから、4月から9月まで103名と聞いたような気がするんですが、急にふえていますが、これはどういうことかちょっとお願いします。

それとあと22ページ、健康増進センターの管理費、これは本会議でも神子議員の方から質問があったと思うんですが、まだ建てて間もなくでこのような補修が発生したということはどういうことなのか、工事のやり方が悪かったのか、あるいは管理が悪かったのか、自然に消耗でなるものなのかお願いをします。

それと最後に30ページ、小学校施設改修事業ですか、説明欄の4、中央小、滝郷小、鶴巻小ということでございますが、この手数料ですが、手数料というのはこれはどういうことなのか、委託料の手数料ということでしょうか、この説明をお願いします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） まず、最初に補装具の関係でございますけれども、障害者自立支援法が去年制定されまして、この10月から施行されまして、購入しました補装具について1割負担ということになりましたので、収入に関係なく買ったものに対しての1割が負担になります。

それについて、自己負担分の残りを市が補助しまして、その2分の1が国から助成されるという制度です。ただし、補装具の自己負担分の10%ですけれども、その2分の1を市が独自で単独で補助しております。そういう制度でございます。

次に、中度の人数の増の理由ですけれども、この制度は、実は旧旭市の地区で実施しております、合併して間もないあれですが、海上地区、飯岡地区、干潟地区についてはこの制度がありませんでした。そんな関係で合併しましたので、そういう対象者の方にはご連絡をして広めているわけですけれども、それが徐々に広まった関係でちょっとここに来て急激にといいますか、そういう増があったものと推測しています。地区別にちょっと統計をとっておりませんので詳しいことはわかりませんが、そういうことで倍近い人数に増加しているという現状でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、私の方から海上の健康増進センターのご質問にお答え申し上げます。ご案内のとおり、この増進センターにつきましては、平成14年度の事業で建設をしたものでございまして、利用は平成15年4月から利用をしているところでございますけれども、実は本年、昨年暮れぐらいからどうもプールの温度が上がらないということがございまして、いろいろ調査をしていたんですけれども、どうやら少しかまえば直るといいうことで、先月ぐらいまで来ていました。ところが、先月どうしても温度が上がらないということになりまして、業者等にチェックをしていただいたら、熱を交換するところの機械がだめだということでその辺の修繕をしたんですけれども、その基本的な要因と申しましょか、それにつきましては、いろいろな配管の継ぎ手やバルブのところに使われている鉄がどうもさびて、それが循環して温めているんですけれども、それがストレーナーを通じて機械の中に入っちゃって機械がだめになったのではないのかというようなことがございます。

いろいろ設計業者あるいは施工業者等呼んでいろいろ話を聞いているんですけれども、いずれもその答え方としましては、最初からのメンテナンス、点検をまめにしていなかったのが原因ではないのかなというような答えでございまして、つくってまだ3年半ぐらいのところでございますので、現在は利用できていますけれども、今後のこともございまして、調査をしながら瑕疵担保等が適用できるものかどうかとも範疇に入れながら、ちょっと施工業者あるいは設計者ともう少し詰めていきたいなということで、夏場の暖かい時期に場合によっては配管を解体しまして、中を確認する作業もしていければというようなことで予

定はしております。現在はちょうど寒い時期なもので、プールへ入るにも温かいところでない
いと困りますから、現在ちょっと運転をしてそのままいって、夏の時期にちょっと点検をし
たいという考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、30ページの4、小学校施設改修事業の12節の役務費の手
数料でございます。

これは、31ページの1の中学校施設改修事業の中にも役務費手数料78万8,000円がござい
ますが、これも考え方は全く同じでございます。30ページの方の役務費につきましては、先
ほど委員がおっしゃられましたように、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、これらを耐
震補強工事を19年度から実施してまいります。それで、耐震補強工事を耐震診断に基づきま
して、補強する計算書というんでしょうか、一昨年から姉歯事件等でいろいろ皆様方もご承
知のように、耐震のための係数をコンマ7という、その数字まで引き上げるための工事を耐
震補強工事として実施するわけですが、その係数を計算していく中で、実施設計が間違いな
いかどうかというものを判定協会というところで、きちっとお墨つきをいただきませんと、
それらが国の交付金事業の中で認められませんので、その判定協会の方へ判定をお願いする、
そのための手数料でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員よろしいですか。

木内委員。

○委員（木内欽市） それでは、身体障害者の補装具の負担金ですが、これが例えば今年、年
数のあれはあるんですか、制限。例えば、今年買ってすぐまた来年壊れてしまったという場
合には、対応になるんでしょうか。例えば、5年たないとだめとか、そういうのがあるか
どうかお聞きします。

18ページの中度心身障害者、これは旧町にはなかったということで、急にふえたというこ
とですが、このようなことはほかにもたくさんあると思うんです。旧旭市で対応になってい
たものが、今回合併によって町になかったものが対応になったと。合併メリットの一つです
が、一般の方がまだ知らないのがほかにもたくさんあると思いますので、そういった点での
啓蒙というんですか、こういうのは知らない人はもらえないというのが法律でしょうが、知
らない人にももうちょっと教えるような手当て、ほかにもいろいろありますので、そういっ

たことは考えていただけるのかどうか、ぜひいただきたいと思います。

それと22ページ、ボイラーの故障。通常ですと、我々家庭のボイラーが2年か3年で壊れたら業者に無料で直させますよね、交換とか。当然こういった問題が出てくると思うんですが、そのところぜひ詰めていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それと、一番最後、手数料ですがちょっとわからなくて、仕事量とか難易度によって手数料が違ってくるのでしょうか。通常ですと手数料は、売買金額の何%とかと私どもは思っているんですが、小・中学校の改修費にしてみますと、消費税が込みか何かですか。約14.39%です、これをやると。中学校の方が12.6%なので、この手数料というのはどのようなもので金額が決まるのかをお願いします。

○委員長（林 一雄） 木内委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） ただいまの補装具の対応年数ですね、これはそれぞれ補装具によりまして決まっております、修繕の年数ですとか、交換ですね、買いかえといいますか、そういう年数が決まっております。ただし、中には子供さんが学校へ上がるために、成長とともに大きさを、通常大人と違いまして変えていかなくちゃならないという場合がありますので、そういう場合もございしますが、一応の目安としては決まっております。

それと、中度の医療費の関係ですけれども、病院等で身障手帳を示しますと、その旨伝えてくれることにはなっておりますし、また広報等でも知らせてはいるんですが、今後ともなお一層の啓発に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） 木内委員の再質問にお答え申し上げます。

熱交換器でございますけれども、業者の仕様書等を見させていただくと、大体13年程度は使えるということになっておるんですけれども、それが3年ちょっとでだめになったということでございます。

その原因につきましては、先ほども申し上げましたように、配管の継ぎ手の部分のさびだとか、あるいはいろいろなバルブの部分の鉄の部分のさびが出て、その機械に入ってしまったということが原因だろうということで、その機械そのものの性能を他の要因でだめにしていくということで、そのメーカーに保証を求めるのはどうかなということもございまして、場合によっては、配管をした工事、施工業者等々と話し合いをしなければならないのかなという気はしていますけれども、この契約の条項で設備等については、瑕疵期間が1年という

ことで、故意あるいは重大な過失があれば10年ということはございますけれども、そういったことを頭の中に入れながら調査をし、交渉をしていこうかというところでございます。

先ほど、私が申し上げましたように、来年の夏場に行きまして点検をすると申し上げましたけれども、今回の補正の部分につきましては、そこまでもたないで、例えば3月までの間でだめになったとしたときに対応できるような措置をお願いしたいというのが、今回のお願いでございますのでよろしく申し上げます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） その手数料の積算根拠と申しましょうか、細かな単価的なものにつきましては、ちょっと今資料がございませんけれども、いずれにしても、建物の棟の数それから建物の大きさ、平米数ですね、これらが基準になりまして、それぞれ手数料の額が決まってくるということになります。

○委員長（林 一雄） 木内委員、どうでしょうか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） ご苦労さまです。

20ページの配食サービス事業なんですけれども、これは今、市内で何件くらいあるのか、件数をちょっと教えてください。

それと、30ページのさっき学校教育課長が、新入学、ブザーと言いましたけれども、来年の予定者は何人くらいいるのか、それだけちょっと教えてください。

○委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 配食サービスの利用状況ということで、11月末現在の数字でご報告申し上げます。

週に1食という方が29名、週に2食30名、週に3食27名、週に4食4人、それと週5食、月曜日から金曜日までが13名、合計で103人の方が利用されています。

以上です。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 来年度の新1年生の入学予定者は、680名ということで計上しております。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（景山岩三郎） はい。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について高齢者福祉課長より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、事前にお配りいたしました議案第2号、介護保険事業特別会計補正予算《資料》というのをご用意をお願いします。

先ほどの議案第1号でも申し上げましたが、この地域支援事業につきましては、それぞれ市町村によりまして限度額というのが設けられています。その限度額の設定の仕方ですが、今第3期介護保険事業計画を策定してありますけれども、それぞれその年度の総給付費が基本になりまして、例えば18年度、事業規模とありますけれども、地域支援事業は、その金額の2%以内で地域支援事業ができますよといったような、それぞれ年度ごとに数字が記載されております。そのような制限のもとに地域支援事業の枠が設けられるということになります。

中段から星印のところ、旭市の限度額ということで記載してございますが、18年度地域支援事業、全体で2,965万円。そのうち地域支援事業が2種類に分かれておりまして、介護予防事業とその下の包括的支援事業プラス任意事業というふうになってはいますが、旭市の場合、まだ包括支援センターが立ち上がっていませんので、大きく分けると介護予防事業と任意事業、この2つに分けられます。

それぞれ0.5%以内で事業実施ができるわけですので、2,965万円。上の表の1.5%と下の0.5%は数字が食い違っているんですが、地域包括支援センターを設立しない期間につきましては、任意事業の事業規模は3分の1が限度ですというルールがありますので、0.5%以内。

財源構成ということで、予防事業の場合ですと、国、都道府県、市町村ということで、それぞれ右側の任意事業と率が違います。違う理由は、第2被保険者の31%分が任意事業の方にはありませんので、その分負担割合が変わってきます。具体的に申し上げますと、左側の介護予防事業は、介護会計の給付等の財源とまるっきり同じルールになります。任意事業の

場合には、2号被保険者の31%分の財源がありませんので、その31%分を第1号の19%という率は保険料ですから固定されていますので、その31%分をそれぞれ国と都道府県と市町村で持ち合うということになります。

割合としましては、その残りの分の半分が国、それから4分の1ずつが県と市町村といったような割合になります。そういうことで、財源の内訳が決まっております。これは後に出てきます陳情の方で、また国の方の負担割合を25%から上げ50%にするというような陳情がありますので、そのときもこれを参考に使えるかと思えます。

それでは、そういったような地域支援事業の枠が決まっているという中で、今回の介護保険の補正予算につきましては、先ほども配食事業ですとか、紙おむつの事業を一般会計の方から介護会計の方に振り分けたという話をさせていただきましたが、一般会計で実施する場合には、全額市の単独事業ということになりますので、いわゆる先ほどの国、都道府県、市町村交付金等の財源が使えないということになりますので、なるべく旭市にとって有利な運用をとということで、一般会計の方からこの地域支援事業の方に組みかえるという内容がこの補正の内容になっております。

歳出の方でお話をさせていただきますが、9ページの方をお願いします。

中段から下の表ですが、5款地域支援事業費ということで、1番目の介護予防特定高齢者施策事業、それから2番目の介護予防一般高齢者施策事業、この2つが先ほどの表の左側の介護予防事業の財源の方になる事業です。右側の説明欄を見ていただきますと、高齢者筋力向上トレーニング事業、これは社会福祉課で実施している事業ですが、この事業と配食サービス事業、これが減額になっています。この理由としましては、この介護予防事業の場合、対象者が特定高齢者ということで絞られます。したがって、本会議の補足説明のときに申し上げましたが、住民健康診断等の中で特定高齢者を把握していくことになるんですが、当初予算で見込んでいました特定高齢者よりも、その数が、この事業に参加している人たちの特定高齢者の割合が非常に少なかったというようなことから、この科目での事業実施ができなくなりまして、これを介護予防事業から下の方の介護予防一般高齢者施策事業の方に筋トレの方は変えています。

配食サービス事業の方につきましては、対象者分の事業費だけを残しまして、実は今回520万7,000円を減額していますが、当初予算から比較しますと270万6,000円ほど残ります。対象者分につきましては、この事業で実施をして、減額した分を次のページの10ページの方の任意事業の方にそれぞれ配食サービス事業ということで持ってきています。非常にわかり

づらい説明ではあると思うんですが、任意事業の場合には、市町村が独自に介護予防施策等、地域で暮らすために必要だというふうに判断した事業については、対象になるということで、結構縛りが緩やかなものですから、こちらの方で限度額いっぱいまで事業を実施して、不足分については、先ほどおむつの方で一般会計と介護会計の方で調整をして、限度額いっぱいまでこの地域支援事業を有効に活用するといったような補正の内容になっています。

最後に、3番目の成年後見制度利用支援事業、これ6万円ほどですが、これは新規事業ということで、旭市に該当者が1名発生しましたので、今回補正をお願いするといったものになります。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時12分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（林 一雄） 引き続き、議案の審査を行います。

議案第2号について質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について保険年金課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げているところでございますが、現在、各市町村ごとに行っております老人保健制度が、平成20年度からは県下全市町村で広域連合を構成して効率よく運営する後期高齢者医療制度に切りかわることになりました。つきましては、都道府県単位で行うこの事業に関しまして、その組織づくりに必要な広域連合を設置するための規約の制定が必要となり、来年1月からの準備期間も含め協議するものでございます。

本案につきましては、県下全56市町村がこの12月定例会で上程し、年内に知事への設立認可のための申請を行うことを目指しております。規約の内容について要約いたしますと、第1条から第3条まででは、組織の名称は千葉県後期高齢者医療広域連合で、県下全市町村が加入し、千葉県全域が範囲ということでございます。第4条から第6条まででは、広域連合が行う業務は、総合的な計画の策定を初め、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業等であり、その事務所を千葉市内に置くということでございます。

第7条から第10条まででは、広域連合議員の資格は市町村議会議員で、県下各市町村1名ずつの選出になるということでございます。その選出方法でございますが、各市町村議会で行っております選挙方式となりますが、旭市における選出は来年の3月定例会でお願いする予定となっております。

また、広域連合議員としての初議会は19年度に入ってからで、年に3回ないし4回程度。千葉市内の会場で行うこととなります。なお、初議会においては、議長、副議長各1名の選挙が予定されております。

第11条から第14条まででは、広域連合に連合長、副連合長、会計管理者、連合職員を置き、広域連合長は、県下全市町村長の中から選挙により決められるということでございます。第15条から第17条まででは、選挙管理委員会委員4名と監査委員2名の設置及び重要事項を審議するための協議会の設置が規定されております。第18条は、広域連合経費の支弁方法の規定であり、第19条は規則への委任規定でございます。

続きまして、附則の規定についてご説明いたします。この規約は来年1月1日からの施行となりますが、会計管理者の設置は来年の4月1日から。第4条における広域連合が処理する事務については、平成20年4月1日からの施行となります。また、経過措置として、第4条の広域連合が処理する事務については、本稼働は平成20年度となりますが、その前日までは準備行為を行うものとしております。なお、広域連合長の最初の選挙会場は、千葉県自治会館内ということでございます。

以上で、第8号の補足説明を終わります。

○委員長（林 一雄） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について環境課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長（小長谷 博） 本会議で申し上げたほかには特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号中の所管事項について環境課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、環境課の方から専決処分についての補正予算でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項2目11節の説明1、塵芥処理施設運営費の修繕料でございますけれども、これは粗大ごみ処理施設の爆発事故復旧修繕費ということでございます。既に仮復旧工事等、建屋の外壁等トタン工事については、既に11月2日に復旧工事を終了してございます。今後、本復旧工事ということで、約885万7,000円ほど今後執行する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 環境課の説明は終わりました。

議案第13号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第13号中の所管事項の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 一雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) それでは、9月の定例議会における文教福祉常任委員会のと
きの景山委員さんからの質問で、地域介護福祉空間整備交付金の施設ごとの補助金の額がわ
かったら教えていただきたいという質問でございました。

その時点では、まだ補正予算成立前というようなこともあり、市町村の補助金の配分につ
きましては、市町村長の権限というようなことで回答を申し上げられませんでした。

今回、額が決定しましたのでご報告申し上げます。

東風会、これは特別養護老人ホーム16人の建築ですが、これに対して2,078万7,000円。愛
仁会、恵天堂です。これはグループホーム1ユニットの建設ですが、779万5,000円。旭福祉
会、これは介護予防拠点整備の補助金です。750万円。

以上でございます。

○委員長(林 一雄) ほかに報告はございませんでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長(在田 豊) それでは、二中の学校施設の整備計画につきましてご説明をさせて
いただきたいと思えます。

18年度の前倒しによりまして、体育館の改築につきましては、18年度の事業として実施を
していくということで、現在実施設計のまとめにちょうど至る状況になっております。それ
で、議会の皆様方の方からも体育館を建設していく中で、校舎の関係につきましても、考慮
しながら体育館を建設していったらいいだろうというようなご意見もちょうだいしておりま

すので、校舎の改築の部分についてどうするのかということに對しまして、市長以下と検討を重ねたところでございます。

その結果、体育館の建設に引き続いて、北校舎、南校舎それぞれ19年度から校舎の改築に入った方がいいだろうという結論に至りましたので、今回、この図面をお示しさせていただきましたように、配置等、体育館の方は決定をさせていただいたものでございます。

この配置計画を決めるに当たりまして、まず生徒それから先生方、これらがもっとも施設の中で動きやすく使いやすく、そういうような配置はどういうような形でもっていったらいいのか、そしてまた先生方には施設を管理しやすい、そういう学校施設というものはどうい配置がいいのか、そしてまたこれも重要な部分でございますが、工事期間中、生徒の学習面、それから安全面、そういう部分で最も影響が少ない、そういうようなことも十分配慮していく中でどういう配置がいいのか、これらを検討させていただいたところでございます。

そして、もう一つ建設に当たりまして、まずプレハブの校舎を建てないで、建設していける方法はどういうことがあるのかということで考えました。それで現在の校舎それから体育館、それらを壊して、壊したところへ建ててまた次に引っ越して壊して建ててというその繰り返しをやっていく方法と、それから現在、皆様方にお示しをさせていただきました図面にございますように、全く西側の野球場と陸上のトラック、グラウンド、そういう部分をつぶすことになるわけなんです、そこへ建てていく方法と二通りの方法を十二分に検討をさせていただきました。それで、壊して建てての繰り返しをやっていきますと、どうしても6年間ぐらい工事期間を必要とする、そういう工事にならざるを得ないということになります。

それから、西側のグラウンド部分へ全部建てて、立て終わった後に引っ越して、あいたところを壊してグラウンドにきちっとまた整備し直すという方法ですと、3年間で工事がすべて終了できるというようなことでございますので、このたびこういう配置のもとに西側の今の野球場の外野の部分になるんでしょうか、ここへ体育館を建てまして、その体育館の南側へ校舎を建てていくという方法をもって整備をしていきたいということに決定をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

それから、この中でまず体育館の方につきましては、先ほど申し上げましたように、実施設計がそろそろ完了する、そういう状況になりましたものですから、具体的な図面をお示しできるんですが、まだ校舎の方は実施設計がこれからでございますので、この配置図という部分だけでご了承いただきたいんですが、この体育館につきましては、鉄筋コンクリート、

一部屋根、棟の部分ですね、この部分は鉄骨づくりになりますが、1,800平米を予定してございます。それで、工事期間をこれから入札を行いまして18年、19年このほぼ1年数か月の中で建設をしていく予定でございます。

それから校舎につきましては、来年度19年度、20年度で建設をしていく予定でございます。これらは鉄筋コンクリートの3階建てということで、総平米数が5,250平米ということで考えております。そして、これらの校舎等全部建ち終わりましたら、今度、今、入っております校舎、体育館含めましてすべて解体をして、そこへこの図にございますようにグラウンドを整備していくということで、その期間が21年度ということで、21年度末にはすべて工事が完了すると、そういう予定で進めたいと思いますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに所管事項の報告は。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、環境課の方からごみの指定袋の件についてご報告申し上げます。

ただいま、指定袋が不足しておりまして、住民の皆様大変ご迷惑をおかけしております。これは、石油の高騰による影響で委託業者と12月2日に契約変更を行ったために起きているものでございますけれども、業者によりますと全国の自治体400余りと契約を結んでおりまして、このような事態がほかの自治体にも影響を及んでいるということでございます。先日も業者を呼んで指導をして、とにかく優先的に製造し入荷するよう強く求めておきましたけれども、そのかいあって今はペースも上がり、めどが大分ついてまいりましたので、今後住民の方々にご不便をかけないよう努力していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに報告はございませんでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） すみません、先ほど説明が足りませんで申しわけございませんでした。

野球場と陸上のトラックのところをつぶして工事に入るわけでございますので、その部活を含めまして、いろいろと学校側の方と協議をさせていただいております。それで、学校側の方では、陸上の練習につきましては一中の方のご理解をいただいて、一中の陸上トラック

で一中、二中合同の部活の練習をするということで、ご了解をいただいております。

それから野球でございますが、この野球部につきましては、スポーツの森公園、市営球場の方で最大限その配慮をしていただいております、そこで平日等練習をさせていただいております、今、調整をさせていただいております。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。よろしいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 遅くなりまして申しわけございませんでした。

それでは、私の方から去る7月4日に海上支所で発生をいたしました転落事故の中学生のその後の経過についてご報告をさせていただきたいと思います。

おかげさまで、夏休みには頭蓋骨を戻す手術も無事成功いたしまして、順調に回復しております。そして、9月26日には、旭中央病院から千葉リハビリテーションセンターで治療を受けるために学校籍も県立の袖ヶ浦養護学校に移しまして、リハビリに励みました。リハビリは順調に進みまして、日常生活上もほとんど影響がない状態に回復してまいりました。

その後、本人の自宅へ帰りたいたいという強い希望から11月1日付で学校籍を海上中学校に戻しまして、学校と旭中央病院、そして千葉リハビリテーションセンター等が相互に連絡を取り合いまして、その結果、週2回旭中央病院に通院をするということで、現在リハビリを続けております。

現在は、母親が毎日学校への送り迎えを行いまして、元気に海上中学校へ登校しております。そして、友達の色や名前もかなり思い出して、会話も通じるようになってまいりました。さらに、学習能力や語学能力に多少事故の影響が残っておりまして、現在は特別支援学級に通級しながら進学を目指して学習面でのリハビリを続けている状況でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 遅くなって申しわけありません。

生涯学習課の方からお知らせといたしますか、連絡といたしますか、したいと思います。

平成19年の成人式につきまして、平成19年1月7日の日曜日ですが、午前10時より東総文化会館で挙行いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、本年度の成人者につきましては、市内外を含めまして11月30日現在ではありますが、857名の成人者であります。

以上であります。

○委員長（林 一雄） ただいまの海上中学校の転落事故と今の成人式について何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんですか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

ここで、課長さんの入れかえを行いますので、休憩をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 続いて陳情4件の審査を行います。

去る2月6日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書の提出を求める陳情について、陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情についての4件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、陳情第9号について審査を行います。

陳情第9号について、保険年金課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○**保険年金課長（増田富雄）** それでは、陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、保険年金課所管の陳情項目の2番と3番についてご説明申し上げます。

まず、2番目の高齢者の患者負担をこれ以上増やさないことという項目についてでございますけれども、現在70歳以上の高齢者の患者負担は現役並み所得者で3割、それ以外の人で1割となっております。しかし、平成20年4月に創設される新たな高齢者医療制度では、70歳から74歳の患者負担を現在の1割から2割に引き上げ、75歳以上については現役並み所得者が3割、それ以外の人で1割としております。これは決定してございます。

3番目のリハビリの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて行うことということでございますけれども、これにつきましては、診療報酬の改定によりまして、平成18年4月からリハビリ治療に係る保険適用の日数が制限されております。脳血管疾患は180日、心疾患は150日などと90日から最長180日の日数制限が設定されております。なお、この制限でございますけれども、例外規定がございまして、例えば言葉を失った失語症なんかにつきましては、例外規定が最長180日というような日数にとらわれないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○**委員長（林 一雄）** 高齢者福祉課長。

○**高齢者福祉課長（横山秀喜）** それでは、私の方から一番の高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドをなくさないことということに関しまして、療養病床の再編等のことも参考に説明をさせていただきたいと思っております。

政府が示した療養病床再編策を受け、社会保障審議会、介護給付費分科会のもとに介護施設等のあり方に関する委員会が設置され、9月に初会合を開いております。この委員会での内容を参考に申し上げたいと思っております。

療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、数につきましては、この陳情書にあるとおりでございます。提供されるサービスは実質的に同じです。また、現在の利用状況を見ますと、必ずしも医療サービスを必要としない方も利用されているのが実態で、医師による直接医療提供頻度では、医療療養病床では48.8%、介護療養病床

では50.1%がほとんど必要なしとなっています。このようなことから、高齢者の状態に即した適切なサービスの提供、医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編が必要になっています。

費用の面では、一人当たり1か月の費用、医療療養病床では約49万円、介護療養病床では約41万円、老人保健施設約31万円、特別養護老人ホーム約29万円で、医療病床より介護施設の方が費用が低いし負担割合も低いといったような状況です。

そこで、国民の健康と医療のあり方に矛盾せず、かつ医療費の適正化につながる生活習慣病の予防と入院期間の短縮を再編の政策としています。入院期間の短縮の具体的方策が療養病床の転換となり、急性期医療への人材、財源の重点的投入を実現するとしています。

再編成に関しては、療養病床が全部廃止されるのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続され、老人保健施設やケアハウスへ転換を進めることとなります。再編の効果として、高齢者の状態にふさわしいサービスの提供となり、医療の必要性が低い高齢者には老健施設や居宅系サービス、在宅などで適切な介護サービスを提供することにより、粗く見積もると全体で約3,000億円の給付費の削減が期待され、急性期医療への人材の重点的投入が実現し、さらに看護職員の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上されるとしています。再編を円滑に進めるためには細かく対応するとされ、医療機関がそのまま患者さんの受け皿として老人保健施設などに転換できるよう、転換支援を講じ、医療提供体制施設整備交付金や平成20年度からの転換費用の助成を実施していくとしています。

旭市は、日本経済新聞の行政サービス調査では、高齢者が暮らしやすい自治体はどこかという視点で、高齢者1,000人当たりの特別養護老人ホームの転院数、グループホームの転院数、デイサービス総転院数、病院、診療所の病床数、介護保険料、国民健康保険税、独自の福祉サービスの7項目を集計し、70点満点で数値化し、ランキングした結果、首都圏の中で18位、千葉県の中では1位と報道され、施設、病床数は充足している状況です。

施設等の基盤整備については、18年度に特別養護老人ホーム16床、グループホーム9名、19年度に特別養護老人ホーム29床が整備予定となっていますので、さらに充実されると思います。また、介護療養病床としての施設は市内にはありません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 保険年金課と高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第9号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらばお願いをいたします。

いかがでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 不採択。

国がこういう形で一たん決まったやつですので、私は本市議会としては、文教福祉常任委員会としては、これには反対でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第9号の審査を終わります。

続いて、陳情第10号について審査に入ります。社会福祉課から参考意見がありましたらばお願いをいたします。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 障害者自立支援法に基づく福祉医療サービスの利用料の応益負担を見直すことということでございますが、ご案内のように昨年にこの法律が制定されて、この10月から本格施行ということで、利用料については1割負担ということがうたわれております。そのために、ここにありますように1割負担が今まで応能負担ということで、税額によってされていたものが1割になってふえてしまったという。あるいは食事等の負担がふえているということでございますが、実際には、そういうふうに施行されたんですが、利用者の数がそれで激減したとかそういったことはございませんで、むしろふえている状況でございます。それと、政府としましてもこのまま1年経過しておりますので、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策についてということで、今年の11月30日に政府の方に申し入れているものがございます。それは、自由民主党の政務調査会、社会保障制度調査会、障害者福祉委員会、こういったところから出されておまして、今後もその見直しを図っていくと。その柱となっておりますのが、利用料負担のさらなる軽減ということで、上限などは決めてあるんですけども、さらなる軽減をお願いしたいというものを申し入れています。

2番目としまして、事業者に対する激変緩和の措置ということで、事業者の方がこれではやっていけないよというような訴えがございまして、それに対する緩和措置をとって欲しいということです。また、3番目としまして、新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置ということで、市町村の方に移った事業もございまして、そのためにできなくなるサービスがあってはいけないので、そのための緊急的な経過措置をとって欲しいと、この3つ

を申し入れまして、改善を行っていくということでございますので、今後こういったことで国としましても、これによしということではなくて、改善をさらに進めていくものと思われ
ます。そういうような状況で、現在は進んでおりますので、国としましても経過を見まして、
新しい法律でございますので、それに対する処置をとっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第10号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 自立支援法はいろいろ問題が出ていますけれども、それに対して政
府の方でいろいろな改善策等もありますので、この陳情を拒否いたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 伊藤委員の意見に賛成です。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第10号の審査を終わります。

続いて、陳情第11号について審査に入ります。

高齢者福祉課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 11号ですが、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採
択を求める陳情。陳情項目ですが、地域支援事業の国の負担率を25から50に上げるよう意見
書ということですが、実はこの陳情書は、3月の定例議会の方で陳情がされていまして、こ
のときは介護保険制度の改善を求める陳情書で、陳情項目が2点ほどありました。そのうち
の一点目がまるっきり同内容であります。今回の内容と同じでございます。

このときの審査経過ですが、3月に文教福祉の方で決定したのが継続審査、本会議でも継
続審査ということで決定しています。6月の方で不採択ということの結果になっているよう

でございます。

今回、中身につきましては特に申し上げることはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第11号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 趣旨は理解すべきところがあるかと思えますけれども、今現在やはり無理かなど。こう私は思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第11号の審査を終わります。

続いて陳情第12号について審査に入ります。

担当課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課から参考意見を申し上げたいと思います。

まず、医療につきましては、高齢者の患者負担の引き上げや療養病床の削減をもって改悪といっておりますけれども、医療費は年々増加しており、この施策は改悪だとは言い切るわけにはいかないものがあるということでございます。

次に、年金についてでございますけれども、厚生年金、共済年金、国民年金ともその原資となる掛け金が年々引き上げていくにもかかわらず、給付水準においては頭打ちあるいは引き下げということで、確かに受給者側の立場で見ますと、不公平さはございますけれども、少子高齢化で受給対象者が年々ふえていく一方で、反対に加入対象者が年々減少していく状況をかんがみますと、ある程度の妥協は仕方がない段階に来ているように思われるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 陳情項目の1番目に介護ということで、これも一連の改正を改悪だというような表現でいっております。指しているのは、去年の10月からの例の食費居住費を介護保険の対象から外したことでとか、先ほどの陳情項目にありました地域支援事

業の国の負担、これが25%に下がっているといったようなことを指していると思われます。
以上です。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 陳情項目1の障害者福祉、生活保護について申し上げます。

障害者福祉につきましては、先ほどの支援法の関係で部分的には負担がふえたという点を言っているのではないかと思います。地域でその人らしく暮らすというようなことで、施設から地域に出て暮らすというようにいい面もございますので、一概に改悪とは言いがたいかなという面もございます。

続いて、生活保護でございますけれども、生活保護につきましては、今年までに3年間で高齢者につけておりました高齢者加算、それを廃止したということがございますけれども、その背景には生活保護費でいただくお金が年金でもらう人よりも額が高いというような逆ざやといたしますか、そういうことがございまして、今まで掛け金を掛けてきてもらうお金よりも生活保護者のお金の方が高いというのはいかなるものかというような意見もございまして、見直しをされた経緯がございます。

今後予想されますのは、母子加算が段階的に削減されるということが報道されております。あるいは500万円以上の資産を所有している場合には、貸し付けるというような形で既に生活保護ではないというような取り扱いが今後されるだろうという報道がありまして、その一連のものを改悪といっているかと思っておりますけれども、社会の情勢等から見て、ほかの年金等で暮らしている方との均衡を考えての処置と考えておりますので、一概に改悪とは考えられないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、税務課からは、陳情項目の2の各種所得控除の改悪や消費税引き上げなど庶民大増税を行わないことについて申し上げます。

本日の新聞に与党税調の報告が掲載されておりましたが、その中では地方にかかわるような増税というような内容のものは見当たらないようでございます。いずれにいたしましても、19年度税制改正につきましては、今後国会において議論される問題でありますので、税務課からは、参考までに定率減税の廃止や各種所得控除の見直しによる市税への影響額、それから地方消費税の収入額について申し上げます。

税制改正による平成18年度市税の影響額ですが、定率減税2分の1縮小による増加分は1

億6,930万円。65歳以上の方の非課税制度の段階的廃止や老年者控除の廃止による増加分は730万円となっております。

また、消費税については、地方消費税交付金として平成17年度決算で6億4,891万1,000円が旭市に入っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、陳情第12号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。何かお願いします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この4つの陳情を見ますと、今まで全部政府でほとんど決めたものなんですね。それで、低所得者といういわゆる80万円を超さない方々、また夫婦で500万円以上の方というような形で防護策というのはとられているわけですので、あえてまたここで新しく陳情する必要はないと思います。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 同様意見になろうかと思いますが、やはり団塊の世代が一斉に退職をしてなお少子高齢化、労働人口も減るわけですから、やはり今回のこの改正も決して改悪ではないと私もそう思います。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第12号の審査を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変にご苦労さまでございました。

委員の方はしばらくそのままお待ちください。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 零時 4分

○委員長（林 一雄） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し採決を行います。

陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立なし)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(林 一雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 7分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄

総務常任委員会

平成18年12月18日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5号 基本構想を定めることについて
- 議案第 6号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第12号 財産の取得について

出席委員（6名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（34名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	海 上 支 所 長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利

会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
監査委員	平野哲也		
その他担当員	21名		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
主査	穴澤昭和		

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、執行部より提案されている議案は5議案でございます。委員からの議案の質疑に対して、執行部の皆様方には簡潔明瞭なるご回答をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

助役。

○助役（重田雅行） おはようございます。

暮れも大分押し詰まってまいりましたけれども、何かとお忙しい中を本日は総務常任委員会ということで委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。

本日、執行部の方からご審議をお願いします議案につきましては、議案第1号の一般会計の補正予算について、議案第5号、基本構想について、それから議案第6号、市営住宅の設置管理条例の一部改正について、また、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合の規約の一部改正について、そして議案第12号、財産の取得についてということで、以上5議案となっております。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（林 俊介） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、基本構想を定めることについて、議案第6号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第12号、財産の取得についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より、補足して説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第1号、一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いします。

給与費明細書です。今回の補正は、当初予算で計上しました職員数、これは本年の1月1日現在の職員数に退職者と採用者数を考慮して計上してあります給料、手当及び共済費について、補正後の数値は本年4月1日の実際の配置に合わせて科目間の増減を行うものでございます。

内訳でございますが、給料で6,477万2,000円の減、職員手当で126万1,000円の減、共済費で991万4,000円の減、人件費総額では7,594万7,000円の減となりました。これにつきましては、当初予算が給与構造改革前の9級の給料表で積算して計上してありますので、新給与制度に切りかえ後の7級の給料表で計算し直した結果、先ほど申し上げましたような今回の減額が生じたものでございます。

なお、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告は、民間との給与格差がないということで給与改定はありませんでした。しかし、手当については、少子化対策に配慮して第3子以降の子等の扶養手当について、月額5,000円から6,000円に引き上げるよう勧告されましたが、これについては施行日が来年4月1日からとなりますので、今年度予算への影響はありません。

続いて、その下の表になります。職員手当の内訳についてでございます。なお、人数の方は、一番直近、11月分の給与を支給した人数で申し上げます。

まず、扶養手当の方は、対象支給人数が366人、月額が平均で1万8,266円。住居手当が302人、平均で7,483円。通勤手当が645人、平均が5,136円。特殊勤務手当、118名、これはほとんどが消防職でございます。平均が3,690円。それから時間外手当が200人、平均が2万353円。宿日直手当が101人、平均が4,200円。管理職特殊勤務手当はゼロでございます。そ

れから、下の段の休日勤務手当が83人、これも消防職でございます。平均が1万7,187円。それから、管理職手当が194名、平均が3万6,627円。

それから、期末手当の方は期末勤勉ですが、予算計上したときはまだ12月分が支給されておりましたが、今回、一応12月分は支給しましたので確定しましたので、その数字で申し上げます。期末手当の年額の金額が、予算書の方は8億4,376万1,000円になっておりますが、実際に支出されたのは8億2,535万6,000円で、777名。金額の方でございますが、これは年額で56万167円。次の勤勉手当、これも確定しております。支出した金額は3億8,909万9,000円、支給人数が774人、金額が25万1,280円。次の児童手当は139名、平均が3万1,654円です。それから、夜間勤務手当が92名、これも消防でございます。平均5,742円。以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、土木費の関係でご説明いたします。

補正予算書の27ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費の市営住宅改修工事89万円の補正の内容でございます。この工事でございますけれども、9月の常任委員会でご報告いたしました、双葉団地A棟の107号室で火災がありまして、その改修工事を行いたいというものでございます。この前の委員会では、入居をしていた方が中央病院に入院したところまでご報告してあると思います。その後の経過でございますけれども、10月3日に中央病院を退院いたしまして、同日、退去届けを出していただいております。そして、退去のいろんな手続、私物の撤去等ございますので、そういうものは10月7日までに完了しております。ですから、その後の貸すために改修工事を行うというものでございます。

工事の内容でございますけれども、建具の工事、塗装、クロス工事、畳の工事、電気工事等の室内工事でございます。それと、ガスの配管工事ということで、総額で134万7,000円程度を予定しております。これにつきましては、火災共済機構からの給付があるということで決まっておりますけれども、金額につきましては工事の発注後ということでございますので、それから手続をしてということになりますので、もう少しになります。

それで、実際に今回補正をお願いするのは89万円でございますけれども、さっきの134万円との差でございますが、実は、今年度、みどり南住宅の屋根の改修工事を予定しております、当初予算で予算化をお願いしてございました。それが執行が済みまして、その執行

残が出ました。ですから、134万円から、その執行残を引きまして、残りの必要な89万円分を今回補正でお願いするというようにしたわけでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、企画課より、補足して説明がありましたら、お願いいたします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 本会議、全員協議会でご説明済みでございますので、特に補足する部分はございません。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 旭中央病院の建設についてでありますけれども、基本構想の中には建設の有無については明記されておりませんが、私、先般9月の公営企業常任委員会を傍聴させていただきましたけれども、そのときにこの中央病院建設の概要につきまして病院側から示されたわけでありますけれども、今回の基本構想を考える中で中央病院の建設について考慮されているのかどうか。その辺をお伺いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

基本構想の中の17ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、個別の施策がございます。その中で（2）医療の充実というところがございます。この中で当然中央病院につきましては、地域の基幹病院としての高度先進医療、救急医療を提供するための充実という言葉盛り込んでございました。これを受けまして、今、協議しております基本計画、5か年の計画の中では、旭中央病院の機能強化というような形で盛り込んでいけるのかなと

それと、この中で1つ大した項目でないかなと思いますけれども、電子自治体の推進というようなものがあるかと思います。それらにつきましてですが……

○委員長（林 俊介） 何ページですか。

○委員（日下昭治） 最後の方だと思いました。24ページです。ただ、これだけ聞きますと、当然今のインターネット等接続された、そういうことを指しているのだらうと思いますけれども、各旧市町も多分そういう形で今まで進んできたのではないかなと思いますし、それらをもっと進めるのかなという感じもするわけでございますけれども、その辺を今後、推進方針として我々にわかるように。これだけだとちょっとわかりにくい部分がございますので、できればもう少し説明いただければと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 中央病院の起債の関係についてお答えいたします。

今、助役の方から起債は中央病院でというふうな答弁がございまして、それは確かにそうでございます。その意味でございますけれども、中央病院で借り受けを手續をさせていただいて、元利償還も全部中央病院の会計の中でやっていただくということですから、市の一般会計とは切り離して考えていただいてもいいというふうに思います。

ただ、今の状況ですと、市の起債であることには変わりはありません。市の借金という意味では同じでございます。ですから、起債制限比率とかそういうものがかかってくる可能性もあると思います。ですから、そういう意味で市長がちょっと心配してくれているという状況でございます。

ただ、今回の場合には、一部事務組合から市立病院になったという特殊事情がございますので、国とか県の方もその辺は考慮していただけるのではないかなということで、そういうふうには県の方には申し上げます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、電子自治体の関係でお答え申し上げます。

まず、電子自治体の推進でございますけれども、現在でもインターネットは当然市役所の中で全部張りめぐらされているわけなんですけれども、これをさらに進めていくということで、行政手續の電子化をまず進めていきたい。それともう1点として、今、全市写真を撮りまして、地理情報の電子化を進めておりますので、それを活用した形で進めていくことがで

きるのではないかと。その2点があります。

行政手続の電子化ですけれども、どういったものがあるかと具体的に申し上げれば、既に一般質問でも出ておりましたけれども、電子申請であるとか電子調達システム、それから内部の話ですけれども、電子決裁、要するに紙でなくて画面の中で決裁を起こせるような方式もとれるのではないかと。それから証明書等の自動交付などもできるのではないかと。そのようなことを考えているところでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 先ほどの答弁のときは、病院独自でやるということで、市には影響はないというようなお話でしたから、わかりましたと言いましたけれども、今、財政課長のお話を聞きますと、やはり市の会計にも影響を及ぼすということですよ、公債比率とか。要するに中央病院の起債が旭市本体の公債費の比率に影響を及ぼすという財政課長の答弁がありましたけれども、そうなりますと基本構想全体のいろんな事業にも影響が及んでくるのではないかなというような感じをするんですけれども、その辺についての試算はされていないのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の答弁が至らなかったようで申しわけございません。

市の一般会計から具体的にお金を出すというようなことは一切考えておりませんし、ないだろうと思っています。現在ですと、普通交付税で基準財政需要額に算定された金額と、それから特別交付税で実際に国から来たお金ということで出しておりますので、それはこれからも守っていきたいと思っています。

起債の関係でございましてけれども、起債制限比率とかというので、その数字が悪くなる可能性はありますけれども、先ほどご説明いたしましたように、そういうことのないように、今、国・県にきちんと申し上げてお話ししてありますから、市の財政が将来的に影響を受けないような形でできるだけやっていきたいというふうに考えております。そういうふうな手立てを市長、助役とも相談しながら、これからもとっていきますので、一般会計に直接の影響があるということは考えておりません。ですから、当然そのような試算もしてございません。

以上です。

○委員長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 1点だけご説明申し上げたいと思います。

今回、基本構想という形で議案を上げさせていただいております。そういう中で過日の全員協議会の中でも、これにぶら下がる基本計画がございますということでご説明してございます。その基本計画につきましては、今現在、調整中でございます、個別の案件につきまして、まだ調整ができていない部分が相当ございます。これらにつきましても、できるだけ調整を済ませた中で3月議会の前、できれば2月中に議会の方にご説明申し上げたいと考えておりますので、個々の事業につきましては、まだ完全にまとまっていない段階であるということをご理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

平野委員。

○委員（平野 浩） 基本構想を定めることについて、法に基づいていることであるので、本議案は定めることは当然であります。来年2月に財政的な裏づけができるということですが、合併特例債を受けるための根拠を示すという目的の中で、おおむね試算ができていますと思われるので、試算額を示していただきたいと思っております。

また、18年度の特例債事業と特例債の額がどれくらいか。合併の効果が見えると思っておりますので、それも示していただきたいと思っております。

あともう1点、内容について、今、課長より答弁あったことの中で具体的なことについては2月にまた示されるということである中で、人口の推移なんですけれども、10年間で約3,000人の減が見込まれるということの中で、年に換算しますと300人ということで相当な減になるわけなんですけれども、この基本構想を定める中において、もう少し積極的な施策といいますか、住宅対策なり少子化対策について強烈に推し進めることが人口減をむしろ増に持っていくということの中で必要かなと思われま。また、地方都市においても人口がふえているところもありますので、そういうところを、いろんな条件があると思われまけれども、施策の中で考えていく必要があるのではないかと思われま。

以上、2点お願いしたいと思われま。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対して答弁を求めま。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、合併特例債の試算額があるのではないかということでご

ございましたけれども、合併特例債はこの計画の中での総額はまだ具体的に確定してございません。現在、推計しているところでございます。もちろん基礎になるのは新市の建設計画がございまして、新市の建設計画の中では160何億円かというような数字も出されていた記憶がございます。

それと、18年度の特例債の額ですけれども、これは今調べさせていただきたいと思います。

それと、具体的なものを2月にということでございます。これは、今、基本計画をまとめている最中でございますので、それらをお示しするというところでございます。

人口の推移3,000人減ということでございますけれども、日本全体が人口の減少化が進むということで、国の機関の人口問題研究所の推計よりもまだうちの方の推計は若干甘くなっているということです。それを少し甘いんじゃないかというご指摘も出るのかなと思っていましたけれども、逆にふやすような施策というのは、国全体が減っていく中では非常に厳しいのかなと。2030年の中で日本の中で唯一ふえるのが東京都の一部だけと。それ以外は全部減少に向かうという状況の中で、施策によって誘導できる人員というのも非常に厳しいところがあるというふうに考えておまして、非常に厳しい数値を逆に示して、それでこれから努力していく、そのような姿勢を示したいということございました。

人口の関係につきましては以上です。

では、具体的にどういう形でふやすかということなんですけれども、当然工業団地に張りつけば若年がふえるだろうと。ただ、減少を食いとめるのは非常に厳しくて、多分横ばいから若干の数値が変わるのかなという程度のことではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 平野委員。

○委員（平野 浩） 東京都の中で多少は減らないというお話ですけれども、地方都市で幾つかあるというような記憶がございますので、ただいま申し上げました。

それと、人口の問題ですけれども、もう少し細部にわたっていろいろありますけれども、この地域の特性は農業が基幹ではございますけれども、世帯数においては横ばいということに来てはいますが、人口が減るという中で定住化を図るということ、また、新しく住宅を建てるということも必要ではないかなと思いましたので、質問を申し上げました。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、財政課より、補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 本会議でご説明した以上に特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願ひいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 神西団地、双葉団地の両住宅ですけれども、空き家になり、しかも老朽化して、また防犯上の問題もあるということで取り壊すということでもありますけれども、これらの団地の公戸数、条例上減らした分だけ空き家になって取り壊すということでしょうか。それとも、それ以上の空き家があるのかどうか。その辺についてお伺ひをします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答ひいたします。

神西住宅なんですけれども、12月1日現在、管理戸数は53戸です。それで、入居戸数が23戸、政策空き家というのが30戸あります。このたび1棟全部が空き家になりました2つの棟について取り壊すということでお願ひしております。例えば5棟ありましても、1つの住宅でも入ってますと、そこは取り壊すわけにまいりませぬ。ほかのあいてるところへ移動していただければいいんですけれども、いろいろお話ししても、なかなか同意が得られませぬので、入っているところはそのままで、1棟全部あいたところが取り壊すということでございます。

それから、双葉団地の方なんです、管理戸数が67です。入居戸数が62、政策空き家が5戸ということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 旭市の市営住宅を見ても、相当古い住宅が多いということでありましても、今後ともこういったふうには空き家になるのを待って取り壊すということをしていくのかどうか。その辺についてお伺ひをします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） お答えいたします。

旭市の市営住宅の数なんですけれども、現在、空き家になっているのは、政策空き家のところも含めて434戸ございます。どのくらい数があったらいいのだろうかというので、よその状況なども調べてみたんですけれども、よその同程度の規模の市から見ると、100戸くらい多いのではないかというような感じがしております。ですから、今、取り壊しをしております神西とか双葉は空き家になり次第取り壊して、その後で再整備をどうするかというようなことも考えたらいいのではないかというふうに思っております。今ある神西と双葉は今までどおり、あいたところから取り壊すというように考えております。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） 市営住宅に対しては入居希望も一定の割合であると思っておりますけれども、古い住宅を、新たに建設をするといった計画等についてはどうでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の再々質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 市営住宅の入居希望はかなりございます。実は、11月1日から15日まで4戸入居の募集を行いまして、先日、選考委員会を開いていただいたんですけれども、倍率が3.5倍でした。では、足りないから新しく建てればというのも当然出てくるんですけども、希望者を見ますと、ほとんどの方が、とにかく安い住宅が欲しいということで一番安いところということで見えます。実際に3年くらい前ですが、八日市場市で新しい住宅を建てたんですけれども、その家賃が月2万8,000円くらいだったと思っておりますけれども、今希望される方はそういう家賃をとて払える方ではないなというふうに思いますので、今新しいのを建ててということは当面考えておりません。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、企画課より、補足して説明がありましたら、お願いいたします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 特に補足して説明する部分はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。
(発言する人なし)

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、企画課より、補足して説明がありましたら、お願いいたします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） バスの購入でございますけれども、特に補足して説明する部分はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。
平野委員。

○委員（平野 浩） 導入の経過については、バスの運営委員会の中で協議された結果に基づいて決定されたと本会議での説明がございました。内容についてでございますけれども、導入の経費ですか、合併特例債と宝くじの100%の補助で1台購入ということでお聞きしましたが、このことについては結構なことだと思います。取得金額の2,289万円は100%補助の1台分を除いた価格と思います。

それともう1点、納入可能な3社の指名競争入札という中で、予定価格というものを出したかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず、ここに出ておりますバス車両の購入でございますけれども、当初予算の中では合併特例債で1台を購入予定だったということございました。しかし、その合併特例債を取りやめまして、宝くじで100%助成で2台分ついたので、2台とも宝くじ助成で購入できるというものでございます。ですので、この金額は100%宝くじの助成金で賄えるという形になっております。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、予定価格についてお答えいたします。

入札は指名競争入札で行ったわけでございまして、3社でございました。その際に予定価格の設定はしてございます。入札経過書を1階のロビーにコピーを掲示してございますけれども、その中で3,021万600円ということで予定価格を設定してございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 平野委員。

○委員（平野 浩） では、これは2台でこの金額ということで。わかりました。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 先ほど平野委員のご質問の中で、18年度の合併特例債のご質問がございました。それについてお答えしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○委員長（林 俊介） はい。

○財政課長（高埜英俊） それでは、現在決定しております合併特例債でございまして、地域振興基金、中央病院のアクセス道路、南北線、東西線、両方でございます。それと海上中学校の建設事業、この4点になります。それで金額でございまして、総額で13億8,390万円ということで現在まで決定しております。このほかに、例えば小・中学校の改修事業だとか何とかならないのかなということで、今、国・県と交渉中のものもございまして。ですから、これが認められればふえるということもありますけれども、だめでしたら、この金額ということになります。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 平野委員、よろしいですか。

○委員（平野 浩） はい。

○委員長（林 俊介） 以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項に

ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、基本構想を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある課長は、随時報告をしてください。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 所管事項の報告はありません。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時46分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介